

机腰掛より掃除具の果に至る一切の家具、練習用具即ち標的、劍術道具、消耗品即ち筆紙墨、靴背囊の手入用油等の掛りと云ふ様な種類のこと、勿論各分擔を定めてあるが、其の任務の繁雜なることは、普通の家庭に於ける状況に比べて見ても大概想像がつくであらう。而して之等の實務に當る主力は、主計に非ずして一般の將校である。主計は聯隊に於ても三四名に過ぎず、數多將校の分擔に依る外無いのである。列擧せし任務の中、兵器委員の「貯藏」と云ふことに關し、具體的に一例を擧げなば、其の他の文句の意味も、又他の委員業務の一斑も大凡想像し得ることと思ふ。

歩兵聯隊の兵器庫は、兵器支廠所在地と他の分屯地とに由り差あるも、概して其の隊の戦時用兵器及補充隊用の兵器を貯藏してある。銃一挺に就て言ふも、銃劍、負革劍差、三箇の彈藥盒、銃口蓋、轉螺器、藥室掃除器、

油壺等の諸品を要するから、戦時人員一聯隊分の品目員數は可なり多しものである。此等のものを適宜分類配列して格納保存に便ずると共に、動員の際遲滯なく各中隊等に分配支給し易からしめんが爲め、部隊毎に區分して置く。

貯藏と云へば手入を含むが、之が爲めには手入計畫を立て、助手の下士及兵卒を役使して、絶へず良好の景況に維持するのである。格納銃にはドリー、エー油を塗布すれば、一年二年は保つけれども、一人の兵卒は一日に五六挺位より塗布することは出來ない。革具は一年に數回手入するを要する。尙ほ倉庫内には諸種の工具、馬具等もあるから、品種に従つて各手入法あり、保存の要領あり、一口に貯藏と云ふも實は容易なことではない。獨り兵器に限らず、他の戦用諸品の格納貯存の方法も、大概同一の要領に従ふてゐる。



上の委員の外酒保將校集會所の委員もあるが、其の任務は一部局に限られてあるから、其の仕事も繁多ならず、今は之を省略する。委員たる將校は殆ど皆本務の教育訓練等以外に委員の業務を執るのて、本務既に多忙であるのに尙ほ委員の業務亦固より忽にすべくもく、大概教練時間外に委員の業務を執つて居るやうな有様である。

### 第六 室内装置

兵營は無形の規律に於て嚴重なるのみならず、室内諸物品の配置亦整然、依つて以て規律養成の一端に資する。室内整頓の要領は、一品と雖各固有の置き場所に整頓し置き、亂雑に放置して一旦必要なるとき之を尋ね探すの煩勞なく、暗夜手探りにても所要の物品を揃へ得るに在ると共に、其の外形亦整然たるに在る。

之れが爲め共用の机腰掛室内掃除具の箒塵取紙屑籠等は勿論、個人供用の武器、被服等一切は悉く一定の方式に依つて整頓されてある。銃は一定の銃架に掛け、寢臺は各人の棚の前に於て班毎に能く之を整頓し、被服等は次の圖例に示す如く整頓して置く。圖中の手箱は主として兵卒各自の私物を容れて置くのであるが、其中迄も時々上官の検査もあり、日常良く整頓されてある。被服の疊み方も各法あり、寸法もあり、外面より之を観れば、豆腐を重ねたる如く整正にして几帳面である。以上の如くなるを以て室内に於ける兵卒の占領區域は、僅かに疊一枚少しく餘位の面積に過ぎざるも、些の混雑なきのみか、一見して規矩整然居は氣を移つずの言に漏れず、無形の規律を養ふの効果は争ふべからざるものあるを思ふ。地方の家庭に於て動もすれば物品の置き場所を定めず、必要の時に臨



み方々の棚や抽出等を掻き廻はし、尙ほ見出し兼ねて「神がくし」である等と云ふてゐる人々は、須らく一度兵營を訪ふて室内装置の實況を觀たならば、多少の得る所か有らうと思ふ。

### 第七 兵營の起居

#### 一、起居及容儀

起床朝夕の點呼人員検査食事馬の手入消燈等の一々喇叭の號音によりて行はるゝことは、人の皆知る所であるが、毎朝起きてより就床する迄の舍内に於ける動作は、次に掲ぐる内務書の條項を一讀せば大概明瞭に分かることと思ふ。

第二十一章 第四 下士以下ハ毎朝起床ノ號音ニテ床ヲ離レ着装ヲ正シ日朝點呼ノ號音ニテ兵卒ハ所定ノ位置ニ於テ週番士官監

視ノ下ニ内務班長ヨリ人員検査ヲ受クヘシ(中略)  
當日診斷ヲ受ケントスル者ハ此際其旨ヲ内務班長ニ届出ヘシ内務班長ハ其ノ官等級氏名ヲ週番下士ニ通報スヘシ  
起床ノ後窓戸ヲ開キ毛布敷布ヲ振ヒ丁寧ニ疊ミ枕ヲ蒲團ト寢臺トノ間ニ挿ミ顔ヲ洗ヒ兵器ヲ拭ヒ被服ヲ整頓シ馬ノ手入飼付ヲ爲スヘシ

第五 寢具ハ午食後之ヲ展ヘ蚊帳ハ通常夕食後寢臺ニ掛ケ日夕點呼後之ヲ張ルモノトス

第六 日夕點呼ハ消燈時限前三十分ニ於テ行フモノニシテ其方法ハ日朝點呼ニ同シ命令訓示等ハ通常此際授ケラルルモノトス

第七 營内ニ於テハ左ノ規定ヲ遵守スヘシ  
一 室内ニ在リテハ靜肅ヲ旨トシ粗野ノ言行ヲ慎ムヘシ消燈後



- ハ他人ノ安眠ヲ妨タル所爲アルヘカラス
- 二 總テ官物ハ丁寧ニ取扱ヒ保存ヲ第一トシ紛失セサル様注意スヘシ又特ニ定メラレタルモノノ外官給ノ物品ニ自己ノ氏名符號等ヲ記入彫刻シ又ハ私ニ革條ニ孔ヲ穿ツヘカラス
- 三 室内ニ入ルトキハ必ス靴ノ泥土ヲ丁寧ニ拭フヘシ
- 四 室内ハ常ニ清潔ニシ能ク整頓シ物品ヲ亂雜ニシ又ハ定メラレタル場所外ニ持行クヘカラス
- 五 濕氣アル被服ハ物干場ニ出シ乾カスヘシ成ルヘク室内ニ置クヘカラス
- 六 定メラレタル時間外又ハ場所外ニ於テ妄ニ食事スルコトヲ許サス又食事中ハ特ニ他人ノ感情ヲ害シ若クハ鄙陋ニ涉ル言行ヲ慎ムヘシ

- 七 階子段ノ昇降及戸ノ開閉ハ静カニスヘシ
- 八 烟草ハ定メラレタル場所外ニ於テ吸フヘカラス又特ニ許サレタル飲食品ノ外室内ニ於テ飲食スヘカラス
- 九 室内及廊下ハ勿論窓ヨリ痰唾ヲ吐クヘカラス
- 十 紙屑ハ必ス紙屑籠ニ投スヘシ管内ニ散ラシムヘカラス
- 十一 窓戸壁机腰掛煖爐其他ノ諸器具ヲ汚シ傷ケ落書シ又ハ妄リニ釘ヲ打付クヘカラス
- 十二 窓ヨリ流動物其ノ他ノ物品ヲ投ケ又ハ窓ニ物ヲ干スヘカラス
- 十三 私ニ鳥獸ヲ飼フヘカラス
- 十四 大小便ハ厠ノ外ニ於テスヘカラス塵芥ハ塵捨場ノ外捨ツルヘカラス又厠塵捨場ハ特ニ清潔ニスルコトニ注意スヘシ



- 十五 兵器被服其他諸物品ノ掃除ハ定メラレタル場所外ニ於テスヘカラス
- 十六 炊事場浴室工場倉庫砲廠厩等ニハ妄ニ立入ルヘカラス
- 十七 許可ナキ物品ヲ營内ニ持入り又ハ妄ニ官給品ヲ營外ニ持出スヲ禁ス
- 十八 金錢ハ聯隊長ノ制限セシ以上ヲ所持スヘカラス且互ニ之ヲ貸借スルヲ禁ス
- 十九 新聞雜誌類ハ聯隊長ノ許可シタルモノニアラサレハ讀ムコトヲ許サス又許可ナク自己ノ發意若クハ他人ノ依頼ニ依リ印刷物ヲ配布スルコトヲ禁ス
- 第二十 起床後ヨリ日夕點呼マテハ寢臺上ニ横ハルコトヲ許サス然レトモ一般休日夜間勤務ヲ爲シタル翌日及暑中等聯隊長ヨリ午

- 睡ヲ許サレタル場合ハ此限ニ在ラス
- 第十一 聯隊長ヨリ脱靴ヲ命セラレタル場所ニ於テハ下士以下ハ其入口ニ於テ靴ヲ脱キ定メラレタル場所ニ置クヘシ但シ脱靴ノ場合ニハ上履ヲ用フルコトヲ得
- 檢閱其他廉アル場合ニ在リテハ脱靴セシメサルヲ例トス
- 第十二 消燈後公務又ハ修學ノ爲延燈ヲ要スル者ハ中隊ニ在リテハ週番士官其他ニ在リテハ副官委員等ノ許可ヲ受クヘシ而テ右ノ諸官ハ其旨ヲ週番大尉ニ届出ヘシ
- 第十三 世論政治ニ關スル演說會ニ臨ミ又ハ之ニ關スル論說記事ヲ新聞雜誌等ニ投書スルヲ禁ス
- 學術講演會ニ臨席シ又ハ學術ニ關スル論說記事ヲ投書セントスル者ハ豫メ隊長ノ許可ヲ受クヘシ



第十四 娛樂ノ爲ト雖金錢物品ヲ賭シ勝負ヲ争フ行爲ハ總テ嚴禁ス

第十五 聯隊長ノ許可アルトキハ室内ニ於テ上衣ノ釦ヲ外シ又ハ

全ク脱キ扇子ヲ使用スルコトヲ得但シ豫メ上官巡視ノ命アルト

キハ服装ヲ正スヘシ

第十六 水ノ使用ハ成ルヘク節約スルコトニ慣レシムヘシ戰地ニ

於テ多量ノ水ヲ得ルコトハ困難ナルモノナレハナリ

第十七 被服ノ小修理ハ戰地ニ於ケル豫習トシテ巧ニ補綴スルコ

トニ慣ルルヲ要ス又隊號年月氏名等ハ常ニ明瞭ニ爲シ置クヘシ

第十八 下士以下ニハ一般ニ私服ヲ所持スルコトヲ許サス但シ入

營ノ際著用セシ下著類ハ此限ニ在ラス

第十九 物品ヲ遺失又ハ紛失シタルトキハ直ニ内務班長ニ届出ヘ

シ其之ヲ發見シ又ハ拾ヒタルトキ亦同シ

第二十 犯罪ノ嫌疑者ヲ互選投票シ又ハ私ニ懲戒糾問スル等ノ行

爲ヲ嚴禁ス

第二十一 服装ハ斷ヘス軍人ヲ監視スルモノニシテ其不正不締ナ

ルハ心性ノ不確實ナル反應ナレハ服装ニ付上官ヨリ注意ヲ受ク

ルハ軍人ノ一ノ耻辱ナリト心得ヘシ其注意スヘキ事項概ネ左ノ

如シ

一 頭髮ハ短ク剪ルヘシ帽ヲ冠ルニハ左右ニ歪ミ又ハ仰向ニセ

ス其徽章ヲ正シク鼻ノ線ニ一致セシムヘシ若シ頤紐ヲ用フル

トキハ適度ニ之ヲ緊ムヘシ

二 釦ホック「ビ」ジョウ「ハ」之ヲ脱シ置クヘカラス袴ニ在リテハ特

ニ注意スヘシ又磨クヘキ金物ハ常ニ光澤アラシムヘシ

シ其之ヲ發見シ又ハ拾ヒタルトキ亦同シ

第二十 犯罪ノ嫌疑者ヲ互選投票シ又ハ私ニ懲戒糾問スル等ノ行

爲ヲ嚴禁ス

第二十一 服装ハ斷ヘス軍人ヲ監視スルモノニシテ其不正不締ナ

ルハ心性ノ不確實ナル反應ナレハ服装ニ付上官ヨリ注意ヲ受ク

ルハ軍人ノ一ノ耻辱ナリト心得ヘシ其注意スヘキ事項概ネ左ノ

如シ

一 頭髮ハ短ク剪ルヘシ帽ヲ冠ルニハ左右ニ歪ミ又ハ仰向ニセ

ス其徽章ヲ正シク鼻ノ線ニ一致セシムヘシ若シ頤紐ヲ用フル

トキハ適度ニ之ヲ緊ムヘシ

二 釦ホック「ビ」ジョウ「ハ」之ヲ脱シ置クヘカラス袴ニ在リテハ特

ニ注意スヘシ又磨クヘキ金物ハ常ニ光澤アラシムヘシ



- 三 下襟又ハ襟布ハ上衣ノ襟ヨリ適度ニ現ハスヘシ其他ノ物ヲ頸ニ卷クヘカラス若シ病氣ノ爲メ之ヲ要スル場合ニ在リテモ成ルヘク外ニ現ハスヘカラス又襦袢ノ袖口ハ上衣ノ袖口ヨリ多ク出スヘカラス
- 四 上衣ハ釦ノ線ヲ正シク體ノ中央ニ置キ袴ハ下ラサル様著スヘシ脚絆ヲ用フルトキハ袴ノ皺ヲ外側ニ正シク集ムヘシ
- 五 上衣若クハ外套ノ上ニ刀劍ノ帶革ヲ締ムルトキハ其皺ヲ正シク體ノ兩側ニ集ムヘシ
- 六 衣服ノ表面ニハ鎖紐其他布片等ヲ現ハスヘカラス
- 七 靴ノ踵ヲ踏ミ歪メサルコトニ注意スヘシ長靴ノ釣紐ヲ外ニ現ハスヘカラス
- 八 被服寢具ハ兵卒各自清潔ニ洗濯スヘシ然レトモ屢々之ヲ行

フトキハ地質ヲ弱グスルモノナレハ成ルヘク汚ササル様注意スヘシ

事頗る細密に亘り禁令亦頗る多きが如きも全軍多年の經驗に基き團隊生活殊に嚴正なる軍隊家庭の躰としては最も其の當を得たるものにして地方の團隊例令へば學校寄宿舎等の如きものにして苟も充分なる訓練節制の行き届けるものあらば自ら右等の不文律を有するであらう。良く其の主意を味へば決して妄りに峻酷細密なる規定では無いのである。

二、休日及外出

内務書に曰はく總テ外出ノ度数多キニ過グルトキハ驕奢ノ風ニ感シ易ク餘計ノ金錢ヲ費スノ弊アルヲ以テ各隊長ハ深く茲ニ注意スルヲ要ス。



餘計の金錢を費す、其れが飲食、觀物等の性質惡しからざる方面に屬するものと、中には不潔な方面に費さるゝものとある。無理ならぬことではあるが、延いては身を害し、家郷に送金を乞ふの原因となり、父兄粒々の辛苦を徒費して顧みず、乃至は漸次金に困る所から惡心を起し、戦友の時計を盗み、爲替券を横領する等のことを行ひ、刑法に觸るゝに至るものも少くはない。之等は殆ど皆外出先きの不潔な遊びに飯因して居ると云ふても過言ではあるまい。

父兄が其の子弟に送金するは其の情擲すべきものありと雖、兵卒の給料は儉約せば以て自ら支ふるに足り、送金は却つて邪道に陥らしむるの端となるのみならず、貧困にして送金を受くること能はざる兵卒に取りて甚迷惑である。何れにしても送金は概して子弟を愛撫するの所以とはならずして、却て之をして邪道に陥らしむるの端となること

は、經驗に徴して明確である。

大祭祝日、年末年始、靖國神社大祭日、陸軍始陸軍紀念日、日曜等には外出を許すけれども、之れは勤務に差支なき限り、本人の希望に依り外出せしむることゝなつてゐる。休日には通常演習を休み、營内に於て休養せしむるのが本則となつて居る。

營内には多少娛樂の設備もあるが、極めて微少のものであり、多くの兵卒は頸を伸して休日外出を待つてゐる實況である。併し克く上官の教へに従ひ、靜かに營内に休養し、若しくは外出するも兵營に飯りて食事する様な者も少くない。此の如きは内務書の主意能く徹底した効果であらう。

内務書の主眼は兵卒品性の陶冶に在る。去れば單に營内に於ける動作を律するのみならず、外出先きのことに就ても深く意を用ゐてある



ことは左の條項によるも一目瞭然である。  
内務書第二十二章

第十六

外出先ニ於テ守ルヘキ規定概ネ左ノ如シ

- 一 外出ノ際ハ特ニ服装ヲ正シクシ姿勢動作ヲ嚴確ニシ活潑ナル歩法ヲ用ヒ凜乎侵スヘカラサル威儀ヲ備フルヲ要ス凡ソ聯隊ニ於ケル軍紀ノ張弛教育ノ精粗ヲ觀察セント欲スルモノハ下士以下ノ營外ニ於ケル舉動ニ注意スルモノナレハ外出先ニ於ケル各自ノ一舉一動ハ聯隊ノ名譽ヲ代表スルモノト心得常ニ軍人ノ名譽ヲ發揚スルコトニ心掛クヘシ
- 二 公衆ニ對シテハ穩和謙讓ヲ旨トスヘシ決シテ粗暴野鄙ノ言行アルヘカラス老幼婦人ニ對シテハ道ヲ避ケ座席ヲ讓リ諸事親切ヲ旨トスヘシ總テ公園劇場其ノ他群集ノ場所ニ在リテハ

特ニ容儀ヲ慎ムヘン

三

- 一 街路ハ左側ヲ通行シ人道車馬道ノ別アル所ニ於テハ其區別ヲ守リ數人同行スルトキ狭キ道路ニ在リテハ二人以上廣キ道路ニ在リテモ三人以上併列スヘカラス街路ニ於テハ高聲談話スヘカラス行進中ハ上級古參者ノ歩調ニ倣フヘシ雨雪天ニアラスシテ外套ノ頭巾ヲ冠リ又ハ衣服ノ「カクシ」ニ手ヲ入レ居ル等情弱ノ行爲アルヘカラス凡ソ活潑ナル動作ハ軍人精神ノ充實ヲ表スルモノナレハ假令用事ナキトモ雖放心徐行スヘカラス況ヤ酔歩蹣跚ハ心術ノ野鄙ヲ表スルモノナレハ酒氣ヲ帶フルトキハ一層軍人ノ容儀ヲ正フスルコトニ注意スヘシ
- 四 禁止セラレタル飲食店遊戯場等ニ立入ルヘカラス又軍人ノ品位ヲ害スルカ如キ不體裁ノ品物ヲ携フヘカラス



五

外 出 中 非 常 其 他 兵 營 ノ 近 傍 ニ 火 災 ア ル コ ト ヲ 知 リ タ ル ト キ

ハ 直 ニ 歸 營 ス ヘ シ

第十七

入 隊 日 淺 ク シ テ 軍 人 ノ 容 儀 敬 禮 及 市 内 ノ 景 況 等 ニ 慣 レ サ

第八 酒 保

兵 隊 と 言 へ ば 酒 保 を 聯 想 す る 程 酒 保 の 話 は 人 々 の 最 も 能 く 知 っ て る 所 で あ る か ら 少 し く 變 は つ た 方 面 を 述 べ や う 。 酒 保 に は 賣 品 價 格 表 を 掲 げ 此 所 に 賣 る 日 用 品 及 飲 食 物 は 市 中 の も の に 比 し 大 分 廉 價 な る の み な ら ず 飲 食 物 は 軍 醫 の 檢 査 を 受 け て あ る か ら 安 心 し て 食 べ ら れ る 譯 で あ る 。 併 し 幾 ら 衛 生 上 無 害 の 品 質 な り と

て 暴 飲 暴 食 の 害 あ る は 言 ふ 迄 も な く 又 酒 保 あ る が 爲 め 間 食 の 惡 習 を 得 る 患 も あ る 。 之 が 爲 め 一 人 の 購 買 量 及 飲 食 物 の 販 賣 時 日 を 制 限 す る こ と を 得 る 制 度 に な っ て ゐ る が 各 隊 長 の 考 へ て 色 々 に な っ て 居 る 様 で あ る け れ ど も 一 般 休 日 に は 朝 食 後 よ り 平 常 は 晝 食 後 よ り 日 夕 點 呼 迄 或 は 一 週 二 三 回 日 を 限 っ て 販 賣 し て ゐ る 隊 も あ る 。 參 考 の 爲 め 大 正 四 年 十 二 月 よ り 五 年 四 月 に 至 る 某 歩 兵 聯 隊 の 酒 保 賣 上 金 高 及 下 士 以 下 俸 給 支 給 高 を 表 示 せ ん 。 聯 隊 に よ り 又 其 の 年 に よ り 多 少 の 差 あ る は 勿 論 な る も 以 て 一 班 を 窺 知 す る に 足 る べ く 又 五 月 以 降 は 初 年 兵 の 空 腹 時 代 を 經 過 し 大 分 減 っ て 居 る 。

月	内	次	課	總 賣 上 高	酒	煙 草	飲 食 物	俸 給 高
十 二 月	三 〇 六 八	一 二 三	六 一 五	一 〇 七 八	三 五 〇			
一 月	二 七 三 五	八 一	七 五 一	一 二 六 八	三 九 一 四			



二 月	二七六三	八六	七四八	一四四〇	三八七五
三 月	二八〇八	四〇	七三八	一五三五	三九四八
四 月	二五七九	一一五	六五三	一一五〇	四〇八四
六 月				七四三	

備考 此の隊の酒一合は四錢である。

### 第九 兵卒の勤務

兵卒の勤務は繁多にして、而かも各準據すべき所あり、思ふた様に簡單では無い。而して之れ有るが爲めに教練を受くるの時間を減縮するは免るべからざることであるが、他の半面より之を觀れば、衛兵勤務の如きは戦時勤務の豫習となり、諸當番の如きも傳令其の他應對の稽古ともなる等若干の利益は伴はぬではない。

所謂兵卒の勤務を大別すれば、衛兵當番、從卒及不時使役である。衛兵には軍隊自らの爲めに備ふる風紀衛兵及師團司令部兵器支廠等に配置する衛戍衛兵あり、當番には聯大隊、醫務室、炊事、兵器、被服等の倉庫酒保、將校集會所各中隊當番あり、不時使役は字義通りのものであるが、日々各中隊の舍外を掃除する者各委員の要するもの等は其の主要なるものである。

右の中一二のものに就き大體を話すことにする。風紀衛兵司令は通常下士にして之に屬するに衛舎掛上等兵一名、步哨掛上等兵一二名と、軍旗營門營倉罰人を鋼する所、彈藥庫裏門等一ヶ所、通常三名宛の兵卒を以てし、之に一名の喇叭手を加ふ。衛兵司令及上等兵の職務は各規定されてあるが、今は之を略し、營門步哨の任務の一端を掲げん。左に記するは某歩兵聯隊表門步哨の守則である。隊により多少の差はあ



るが其の要點に於ては大差がなす。

表門歩哨特別守則

- 第一 表門ノ見張ヲ爲シ銃前哨ヲ兼ス
- 第二 表門ノ出入ヲ許スモノ左ノ如シ
  - 一 指揮官ニ依リ引率セラレタルモノ
  - 二 准士官以上及其隨從者並ニ制服ヲ着ケタル陸軍文官
  - 三 軍隊手牒公用證外出證外泊證ヲ持ツ下士兵卒
  - 四 憲兵傳令使及郵便電信ヲ配達スル者
  - 五 規定ノ門鑑ヲ持ツ者
  - 六 准士官以上及其隨從者ノ携帶スル物品並ニ司令ノ認印アル持出證付キノ物品
  - 七 司令ノ検査ヲ受ケタル殘飯

- 第三 疑シキ物品ヲ携行スル者ハ司令ノ許ニ行カシム
  - 第四 表門ノ出入者ニシテ服装法ニ違ヒ及軍人ノ態度ヲ亂ル者アル時ハ注意ヲ與ヘ從ハサルモノハ司令ノ許ニ行カシム
  - 第五 時間外ニ通行セントスルモノアル時ハ當番ヲ呼ヒ之ヲ司令ノ許ニ行カシム
  - 第六 面會其他用事アリテ來ルモノアル時ハ叮嚀ニ取扱ヒ直チニ司令ノ許ニ行カシム
  - 第七 持出證ハ交代ノ後司令ニ差出ス
- 右は特別守則であるが各門に通有する一般守則もある。各門の特別守則は又各異にして風紀衛兵と衛戍衛兵の守則とはまた異なるから此の守則を覺へて實地に行ふと云ふことは大分骨の折れることである。上に掲げた持出證とは營外に物品を持ち出さんとするときは週番士



官等の検査を受け、許可の證を貰ふ其の證を云ふのである。次に少しく當番のことに就いて述べやう。「當番」と呼ばれるれば快活高聲に「ハイ」と應へ、靜かに戸を開閉し、適宜の所迄進んで正確に敬禮する。例令は「誰軍曹を呼べ」と命ぜらるれば、誰軍曹を呼んで参りますと復唱して、再び敬禮を行ひ、廻れ右を爲して室外に出て、急ぎ某軍曹に命を傳へ、誰軍曹を呼んで参りましたと復命する。戸の開閉、敬禮、姿勢、復唱、往復時間の長短等一として上官の注意、矯正を免れない。返事の不活潑なる、戸の開閉の暴き、姿勢、敬禮の不正なる復唱の要領を得ざる、言語の不明瞭なる、一として矯正、注意を受けざるはない。當番等に對しては、箇人教育を施すに最も適當であるから、上官は此の機會を逸せない様に力むるのである。斯の如くして兵卒も漸次習熟し上記のことも別段意を用ふることなく自然に行はるる様になる。

軍事の機會は分秒にして轉ずるから、傳令等は最も迅速なるを要すると共に兼て充分正確なるを要する。復唱し、往復を急ぐ所以である。軍人の動作は嚴正にして節度あるを要する。外形を整ふると共に外よりして精神に良影響を與ふるを可とし、敬禮、姿勢、戸の開閉に迄深く注意する所以である。初年兵の第二期を終る頃より、徐々當番にも服務せしむるが、初めの間は其の動作遅緩、逡巡、要領を得ざること多く、之れでも堂々一家の主人公として妻子迄もあり、普通教育を受けた者であらうかと思はしむることもある。戦地に於ても軍隊には雑多の用事あり、日常の傳令勤務も多く、平時の當番は之等の豫習ともなり、又一箇の男としての教育ともなるのである。左に内務書掲載當番卒一般の心得を述べん。



第十九章 第十三

- 一 服務スヘキ室内倉庫等ハ常ニ清潔ナラシメ備付物品ハ其數ヲ明ニシ破損紛失等ナキ様叮嚀ニ取扱ヒ且妄ニ定メラレタル位置ヲ變ユヘカラス又牒ニ火元取締ニ注意スヘシ
- 二 自己ノ用便ノ爲許可ナクシテ其服務ノ場所ヲ離ルヘカラス傳令ヲ命セラレタルトキハ其届先ヲ能ク承知シ若シ口上ヲ以テ傳達スヘキトキハ出發前其要旨ヲ復唱シ又用事ヲ終ヘタルトキハ速ニ復命スヘシ往復途中ニ於テ私用ヲ辨スル等ノコトアルヘカラス
- 三 當番卒ノ交代ハ定メラレタル時刻ニ於テ上下番ノ者立會ヒノ上申繼ヲ爲シ監督主任者ニ報告スヘシ又諸物品ノ受渡ヲ爲スニハ品目表ニ照シ破損紛失ノ有無ヲ改ムヘシ若シ破損
- 四
- 五

品アルトキハ自然ト過誤トヲ分チ又紛失品ニ在リテハ其ノ理由ヲ取調ヘ之ヲ監督主任者ニ報告スヘシ

五 當番卒中高級古參若クハ年長者ハ取締ニ任シ他ノ當番卒ヲ指揮シ之ト共ニ命セラレタル業務ニ服スヘシ

從卒は將校の傳令兵器被服の拭淨等に任じ、大概他の勤務を免除せられ演習検査等には必ず出場することになつて居る。而して同一の兵卒を三ヶ月以上使用せず、兵營出入の際は週番下士及内務班長に届け出て、若し日夕點呼後なるときは、其の使用より證明書を受けて來ると云ふ様になつて居るから昔の如く同一の兵卒を一年等も使つてゐた時の様な弊害は無くなつた。

第十 衛 生



診斷を受けんと欲する者は、日朝點呼の際其の旨を内務班長に申出づると、班長は之を週番下士に通じ、週番下士は患者を纏めて醫務室に至り、軍醫の診斷を受けしむる。歩兵聯隊の醫務室には軍醫正佐官相當及一二三等軍醫數名、看護長下士相當、上等看護卒、上等兵相當等居り、軍醫は夫れく診斷を行ひ、入院入室軍隊の休養室に收容す、練兵休練兵等を休ましむ、就業當日の業に就かしむの五種に區分し、醫藥を與へ手術を施こし、平常の食物を攝取し得ざる者には粥食を給せしむる。右は普通の場合であるが、不時に病氣の起りたるときは、晝夜を問はず不時診斷を受け得る様になつてゐる。

衛戍病院は醫官其他の設備も完全し、患者の取扱亦周到親切にして、地方に居りては之れ位の病院に入院すると云ふことは、富裕の人と雖も必ずしも容易ではない。

軍醫は下士以下に對して時々衛生講話を行ひ、又大概一ヶ月一回下士以下の身體検査を施行し、體格榮養の良否、身體の清潔、眼病、皮膚病、花柳病、結核、靴傷、凍傷等の有無を検し、之により給養衛生實施の適否をも知り、各人の自ら氣付かざる疾病を發見して治療を加へ、各隊長に所見を述べて注意を促しなどする。兵營附近に或は兵營内に傳染病の發生したる時は、専ら之れが豫防撲滅に任ずる。

兵卒の被服は古くても清潔である。特に下着に於て然りである。中隊長以下下士に至る迄、絶へず兵卒被服の清潔に注意し、兵卒も亦随分能く洗濯する。盛夏の頃に至れば、發汗甚しく、一日數回下着を換へ、上衣等も殆ど毎日洗濯せねばならぬ。嚴冬の候に於て無精な兵卒が、不潔な編袴を着てても居ると、殊に初年兵の初期に多い、早速御目玉を頂



身體も其の通りである。殆ど毎日入浴するのみならず、身體の中にも垢の溜り易き部分には特に注意を拂ひ、聯隊長等にして中隊の練兵に臨場し、全兵卒に手を差し伸ばさせ、一々手殊に爪の清潔、長短等を親しく視らるゝ様な人もある。

舎内の掃除も一日數回行はれ、舎外も朝夕掃除するのみならず、毎週土曜日には各中隊毎に例へば兵器被服とか、清潔検査とか、何等かの検査はある。其の何の検査たるに論なく、清潔、整頓と云ふことは決して著眼を免れない。而かも其の検査眼たるや頗る透徹し、眼光の及ばざる所は無いのである。例令は天井一角の蜘蛛の巢、兵卒被服整頓の蔭の塵は勿論便所の隅迄些の不潔、不整頓を許さない。兵舎内外至る所清潔の行き渡るは軍隊の一特色であると思ふ。晝夜窓の開閉を適當に調節して、通氣及溫度を適當にし、トラホーム患

者の爲めには各人に別箇の洗面器を給し、蠅蚊の驅除に注意し、湯茶を給して生水の飲用を禁じ、劍術道具、理髮具、各中隊に二三組を備へ置き、兵卒互に理髮する者は多い等は時々之を消毒し、被服、寢具は時々日光消毒を行ひ、兵卒入寢後は寢冷をせざる爲め各中隊一二名の不寢番を置いて終夜看視せしむる等、用意頗る周到である。

軍人の地方人に比し、殊に苦痛を感ずるは炎熱及沍寒である。就中乗馬の者は徒歩者に比し、殊に寒さを感じ、炎熱のときは徒歩者は乗馬兵に比し一層炎熱を感ずる。併し乍ら寒いと云ふても現時の兵卒は仕合せである。普通の襦袢の外、厚き毛メリヤスの襦袢袴下及手袋を支給せられ、普通の外套以外に防寒外套、同手袋を給せられ、冬期練兵の時寒氣烈しければ、或は手袋を掛け耳被迄も掛けしむることがあり、或古い時代の兵等は今の兵は弱



くなつたと憤慨して居るのを聞いたこともある程である。嚴冬朔風凛烈の時殊に積雪の中に練兵を行ふは固より樂ではない。併し乍ら被服の給與は豊富であり、身體を動せば體溫自高まるを以て雪中の演習と雖も見てゐる程苦痛では無い。父兄たる者安心して可なりである。縦んば寒いことありとも、それ位の我慢は必要である。困苦欠乏に堪へ、寒暑意に介せざる底の覺悟ある兵で無くては、物の用に立ち得べくもない。

炎熱は亦軍隊を苦しむるものである。殊に年々新聞にも散見する如く、喝病の爲めに斃るゝ者あるは誠に痛はしき極みである。喝病とは所謂日射病及熱中病の總稱である。必ずしも赫灼たる日光を受けざるも即ち曇天の日、殊に無風にして蒸し暑き日に能く生ずるのである。一口に言へば體溫の上昇と共に發汗甚しく、爲めに血液は水分を失ふ

て過厚となり鬱血して死を招ぐ様なものである。健康な者でも前夜睡眠不足とか、朝の整列を急いで碌々朝食を取らず、之か爲め空腹を感ずるとかした時には最も罹り易い。適度に水を飲むは豫防法の最良なるものなれども、演習又は行軍地の景況によりては、兵卒の所持する水筒(約四合入り)の水を補充することの出来ないこともある。殊に前夜酒を過ぎ、翌朝渴を覺へて出發早々水筒の水を飲み干したる時は益々窮する譯である。行軍又は演習に出發の朝食事後稍多量に水を飲んで置くと、晝近く迄餘りに渴しない。出發後例令ば午前八九時頃に一度水筒の水を飲み始めれば、多々益々飲を欲し忽ち水筒を傾け盡す様になる。喝病の起るは通常正午近くより午後三四時頃までである。夫れ故に一日水筒一本で間に合はなくとも、少くも午食のとき迄は多少の水を残し置き、晝食の後更に補充する必要がある。早



く之を飲み盡して午前中に喝病に罹る如きは、各自不注意の責を免れない點がある。

午後三四時頃迄は最も危険な時刻である。最初は發汗甚しく、終には汗の量減して所謂膏汗を出し、此の汗も止まる頃には漸次氣遠くなり、間もなく人事不省に陥り卒倒して仕舞ふ。初期に於て之を發見し、早く手當を施せば間もなく快復するも、時機遅くれば死を致す。幹部たる下士以上及戰友同志も互に注意を倍蕪して初期倒るゝ以前頃に發見することを勉むべきは勿論なるも、兵卒自身も亦注意せねばならぬ。(喝病の豫防注意、同患者の應急手當其の他一般衛生に關することは、何れの兵卒も常に充分良く教へられてある。演習、行軍等の最中に落伍するは名譽のことには非るも、病氣なれば致し方なし、無理に我慢して死を招くは、却て其の本分を盡す所以ではない。此の瘠せ我慢

及幹部の見落としは、死を招ぐ直接の原因である。單に足が痛いとか、疲勞したとかかなれば、無論我慢を要するも、喝病は之等とは異なる。併し無理な瘠我慢のみに非ずして、本人の氣附かざることもあるであらう。

其の邊は幹部の特に注意すべき所である。

演習は尙ほ實敵に向ふが如し。敵情、地形、友軍の狀況を達觀し、體力、智力の全部を絞つて熱心努力すべきである。而して一旦氣合が掛つて來ると又自らそうなつて來る。惴々として喝病のみを顧慮して居られない實況である。喝病は此の機に乗じて其の威を逞ふことが多し。不注意と云へば言ひ得ざるには非るも、一方より之を觀れば亦萬止むを得ざるの勢に出づるのである。

喝病の豫防には大いに力を注ぐべし。然れども之れあるが爲め、夏時の行軍演習を控へ目にするの傾向を生ずるとせば、國軍に取りて由々



しき大事である。併し乍ら幾分にも不注意の結果、人の子を傷ふ如きは亦幹部の忍び能はざる所。余は局に當るもの、苦衷を諒すると共に、徒らに其の聲を大にして、非難攻撃之れ事とする者あるを憐れむ。

### 第十一 週番士官

平時軍隊の主要なる仕事は教育である。教育の中にも直接戦闘の伎を演練すると、軍人精神を養成するとの二方面ある。所謂軍紀及軍人精神の養成振作は、厳格なる教練に依ること多きも、又他の一段として精神教育及内務諸規定の厳格なる履行に待たねばならぬ。乃ち教育薫陶の外、一面には督責を加ふるを要する。斯くすべきものと教ふるのみにては未だ足らず、必ず之を勵行せしむるのである。其の方便

として或は検査となり、檢閲となり、檢閲検査には他の理由をも含むこと勿論なるも、週番勤務となる。週番勤務に服する諸官は營内の取締に任じ、軍紀風紀の維持諸法則の實施如何を警視するのである。語を換へて言へば、軍隊に於ける一種の警官である。

聯隊には週番大尉を置き、之れが補助として週番特務曹長一名を置く。週番大尉は各中隊の週番諸官を指揮統轄し、風紀衛兵の長官となり、隊内軍紀風紀の維持に任じ、營内消防隊を管轄し、消防具を保管し、營内火災豫防及消防の責に任じ、時機に由りては營外火災水災等の際赴援隊を派遣し、休日等に於て下士以下多數外出したるときは、適宜週番士官を派遣して、市内の巡察を爲さしむる等の任を有する。歩兵聯隊に就て言へば、週番大尉は各中隊の週番士官各一、週番下士各一同上等兵各



二、合計約五十人の週番諸官を指揮して居る譯である。  
 週番士官は週番大尉の命を受け、週番下士上等兵を指揮して其の職務を執行す。其の職務は數多あるけれども之を畧し、週番下士上等兵の職務の一斑を掲ぐることにする。蓋し下士上等兵の行ふべきことは、週番士官之を監督するを要し、下士上等兵の職務の概要を見れば、週番士官の職務も略推測し得るからである。  
 週番下士は週番士官の旨を受け、週番上等兵を指揮して細務に従事す。其の日常の勤務概ね左の如くである。

内務書第十五章 第二十

一、人馬ノ員數及狀況ヲ承知シ患者アルトキハ患者名簿ニ其官等級、氏名ヲ記シ定時限ニ之ヲ率ヒ診斷ヲ受ケシメ患者名簿ニ所要ノ記入ヲ爲シ軍醫ノ一閱ヲ受クヘシ又病馬アルトキハ病馬名簿ニ其ノ馬名ヲ記シ既週番上等兵ヲシテ診斷ヲ受ケシメ共ニ其ノ結果ヲ中隊長週番士官特務曹長ニ報告スヘシ  
 不時診斷ヲ要スル者アルトキハ週番士官ニ届出テ其指圖ヲ受クヘシ  
 入院入厩ヲ要スル人馬アルトキハ軍醫又ハ獸醫ノ指圖ニ依リ之ヲ取扱フヘシ退限退厩ノ場合モ亦同シ  
 二、週番士官ヨリ定メラレタル時刻ニ所定ノ場所ヲ巡視シ諸規定ノ確實ニ行ハルルヤ否ヲ監視シ消燈後ハ特ニ火ノ氣ノ消滅ヲ確ムヘシ  
 三、朝夕及臨時點呼ノ際ハ週番士官ニ隨行スヘシ  
 四、日々演習出場ノ人員馬數ヲ調査シ演習時間前ニ之ヲ中隊長及週番士官ニ報告スヘシ

二、合計約五十人の週番諸官を指揮して居る譯である。  
 週番士官は週番大尉の命を受け、週番下士上等兵を指揮して其の職務を執行す。其の職務は數多あるけれども之を畧し、週番下士上等兵の職務の一斑を掲ぐることにする。蓋し下士上等兵の行ふべきことは、週番士官之を監督するを要し、下士上等兵の職務の概要を見れば、週番士官の職務も略推測し得るからである。  
 週番下士は週番士官の旨を受け、週番上等兵を指揮して細務に従事す。其の日常の勤務概ね左の如くである。

内務書第十五章 第二十

一、人馬ノ員數及狀況ヲ承知シ患者アルトキハ患者名簿ニ其官等級、氏名ヲ記シ定時限ニ之ヲ率ヒ診斷ヲ受ケシメ患者名簿ニ所要ノ記入ヲ爲シ軍醫ノ一閱ヲ受クヘシ又病馬アルトキハ病馬名簿ニ其ノ馬名ヲ記シ既週番上等兵ヲシテ診斷ヲ受ケシメ共ニ其ノ結果ヲ中隊長週番士官特務曹長ニ報告スヘシ  
 不時診斷ヲ要スル者アルトキハ週番士官ニ届出テ其指圖ヲ受クヘシ  
 入院入厩ヲ要スル人馬アルトキハ軍醫又ハ獸醫ノ指圖ニ依リ之ヲ取扱フヘシ退限退厩ノ場合モ亦同シ  
 二、週番士官ヨリ定メラレタル時刻ニ所定ノ場所ヲ巡視シ諸規定ノ確實ニ行ハルルヤ否ヲ監視シ消燈後ハ特ニ火ノ氣ノ消滅ヲ確ムヘシ  
 三、朝夕及臨時點呼ノ際ハ週番士官ニ隨行スヘシ  
 四、日々演習出場ノ人員馬數ヲ調査シ演習時間前ニ之ヲ中隊長及週番士官ニ報告スヘシ



- 五 特務曹長ヨリ下士以下ノ勤務割ヲ承知シ之ヲ本人ニ傳ヘ又ハ内務班長ニ通スヘシ
- 六 上番衛兵ノ軍裝ヲ檢査シ定時限ニ之ヲ率ヒ集合場ニ至リ週番特務曹長ノ指揮ヲ受クヘシ(下略)
- 七 炊事準備ノ爲毎日朝食ハ前日夕食後晝食ハ當日朝食後夕食ハ當日晝食後直ニ週番士官ノ認證ヲ得タル食需傳票ヲ炊事掛ニ送付スヘシ(下略)
- 八 馬糧ハ日々現馬數ニ依リ所要高ヲ傳票ニ記入シ週番士官ノ認證ヲ經テ經理委員又ハ糧秣委員ヨリ之ヲ受領シ内務班ニ分配スヘシ
- 九 馬ノ手入時間ニハ專ラ厩ニ在リテ手入及飼方ノ實施ヲ監視スヘシ

- 十 内務班ヨリ裝蹄ヲ請求スルトキハ裝蹄請求簿ニ記入シ之ヲ厩週番上等兵ニ交付シ裝蹄ノ手續ヲ爲サシメ其結果ヲ中隊長及週番士官ニ報告スヘシ
- 十一 下士以下多數外出シタルトキハ飯營時限後各班ヲ巡視シ異狀ノ有無ヲ週番士官ニ報告スヘシ
- 十二 入寢後ハ脱衾者ナキヤ室内換氣法適當ナルヤ等總テ衛生ニ關シ注意ヲ怠ルヘカラス氣候激變ノ際ハ殊ニ然リ
- 十四 犯行者アルトキハ其事ノ輕重如何ヲ問ハス直ニ週番士官ニ報告スヘシ
- 十五 面會人アルコトヲ風紀衛兵ヨリ通知シ來ルトキハ之ヲ本人ニ告ケ且特務曹長ニ報告スヘシ若シ本人不在ナルトキハ其行先キ飯營時刻等ヲ同衛兵ニ通知スヘシ



週番上等兵は週番下士の旨を承け細務に従事す。其の日常の勤務概ね左の如し。

内務書第十五章 第二十一

一 毎朝室内廊下窓物置銃架机腰掛燈器火鉢煖爐等ノ掃除ヲ監視シ當番卒ヲ集メ中隊受持ノ場所ヲ掃除セシメ常ニ兵舎内外ノ清潔ヲ保テ又掃除器具ノ保存ニ任スヘシ

二 屢兵舎ノ内外ヲ巡視シ諸規定ノ確實ニ行ハルルヤ否ヲ監視シ日夕點呼後ハ特ニ各室ヲ見廻リ火鉢煖爐等ノ火ヲ確實ニ消サシメ週番下士ノ検査ヲ受クヘシ

三 演習勤務等ノ爲舎内人少ノトキ又ハ烈風ノ際ハ巡視ノ度數ヲ増シ盜難火元ノ取締ニ注意スヘシ  
三 食事分配ノトキハ週番下士ノ指圖ヲ受ケ食事番ヲ率ヒ炊事場

ニ至リ食事ヲ受取り之ヲ分配シ食事後ニハ食器ノ員數破損ノ有無ヲ調ヘ之ヲ炊事掛ニ返納スヘシ

第十二 火災豫防

火災豫防は週番諸官の最も注意する事柄の一である。

前に一寸述べた如く、聯隊には消防具を備へ、消防隊を組織し、毎月、月始めの週番大尉は消防隊を指揮して消防演習を行ひ、又火災豫防に關する細密の規定を設け、各隊長及週番諸官衛兵等も常に注意を怠らぬが、尙ほ時に火災を起すことあるは甚だ以て遺憾である。規定も注意も嚴密であり人も多いこと故、火災の發見も比較的容易である様なもの、人員の多きに從ひ、火災を起す原因も多くなるからであらう乎。火災の原因は不注意と云へば不注意に飯するけれども、併し乍ら實に



意外のこと原因すること多く、災害は兎角虚に乗ずるものである。軍隊の如く火災豫防に厳密周到にして、而かも時に火災のあるは不思議に思はるゝ程である。併し乍ら規定は死物である。上下絶へず全幅の注意を注ぐに非れば、災害は必ず其の虚を衝いて至るであらう。内務書掲載火災豫防の規定を一見せば、軍隊は如何に用意を周到にするかの一端を窺ひ得ると共に、普通一般の家庭の爲めにも参考となるべきを思ひ、煩を顧みずして次に之を掲ぐ。

軍隊内務書第十六章 第一

- 一 喫烟ハ舍内ニ在リテハ所定ノ場所外ニ於テスルヲ禁ス舍外ト雖彈藥庫、火藥庫、氣球庫、兵器庫、被服庫、厩馬糧庫、薪炭庫等ノ近傍ニ於テスルヲ禁ス
- 二 「マツチ」ノ燃殻煙草ノ吸殻ニハ火ノ氣ノ殘ラサルコトニ注意シ

- 火鉢其他火災ノ恐ナキ場所ニアラサレハ之ヲ棄ツヘカラス
- 三 蠟マツチノ如キ發火ノ早キモノヲ所持スヘカラス普通ノ「マツチ」ト雖成ルヘク一箱ヨリ多ク所持スヘカラス酒保等ニ於テモ餘分ニ貯藏スヘカラス
- 四 倉庫内等ニ餘分ノ油紙又ハ油雜巾類ヲ置クヘカラス
- 五 擅ニ火ヲ點スヘカラス裸燈火ヲ使用スヘカラス燈火ヲ所定ノ場所外ニ持行クヘカラス又將校以下提燈ヲ使用セサルコトヲ勉ムヘシ
- 六 不完全ナル火取ニテ火ヲ運ブヘカラス舍外ニテ火ヲ運フニハ蓋ノアル火取ヲ用フヘシ
- 七 彈藥其他爆發ノ恐アル物品ヲ舍内ニ置クヘカラス
- 八 煖爐火鉢等ニ接近シテ薪炭紙屑籠類ヲ置クヘカラス



九 煖爐、蓋ヲ取り又ハ焚火口ヲ開ケ放スヘカラス又煖爐火鉢等ハ室ノ壁ヨリ相當ノ距離ヲ隔テ要スレハ金屬板ヲ以テ壁ヲ被フヘシ

十 煖爐ヲ過度ニ焚クヘカラス又煖爐ニテ紙屑類ヲ焚クヘカラス火鉢ニ多クノ火ヲ入ルヘカラス演習出場諸官退營及消燈後ハ火ヲ消シ餘燼ヲ止ムヘカラス

十一 火鉢ハ消燈後其定數ヲ表記シアル場所ニ集メ併ヘ置クヘシ火鉢ノ灰ハ七分目ナルヲ度トス

十二 公務又ハ修學ノ爲メ延燈ヲ許サレタル者ハ其室内ニ於ケル總テノ火ヲ消スノ責ニ任シ火ノ氣ナキコトヲ確認シタル後ニアラサレハ就寢スヘカラス

十三 烟突ノ裝置ニハ火ノ氣ノ漏レサルコトニ注意シ毎週一回掃除シ煤烟ヲ除クヘシ

十四 營内各部ニ付火元取締ノ責任者ヲ定メ置クモノトス又中隊毎ニ不寢番一二名ヲ置キ火元取締ニ任シ兼テ盜難及衛生ノコトニ注意セシムヘシ

十五 工場集會所酒保炊事場浴室當番卒ノ居室倉庫薪炭及燈油ノ格納所ニ於テハ用事ヲ終リ之ヲ閉ツル前火元取締ニ關シ聯隊長ノ指定スル擔任者ハ各受持毎ニ火ノ始末ヲ爲シ火ノ氣ナキコトヲ確認シ其責ニ任スヘシ

十六 營内緊要ノ場所ニハ輕便消火器ヲ備ヘ常ニ一定ノ位置ニ置キ下士以下ヲシテ普ク其使用法ヲ知ラシメ又其藥液ハ種類ニ依

リ期限ヲ定メテ交換スヘシ水道消火栓ノ位置並其使用法モ亦熟知セシムヘシ



彈藥庫ノ傍ニハ目塗土ヲ備ヘ置クヘシ

### 第十三 非常呼集

軍隊は戰時宿營中に於て不時に武裝を整へ集合出發せねばならぬこともあり平時に於ても苟も一地に衛戍して居ると云ふ以上は全く放心して居らるべきではない。去れば軍隊をして常に戒心せしめ置く爲め、時折非常呼習の演習を行ふのである。非常呼集のときは聯隊長は非常呼集の號音を吹かせる。是に於て將校以下軍裝を爲し、歩兵、工兵は舍前に整列し、其の他は厩砲廠に於て乘馬繫駕駄載の準備を爲して命を待つて居る。歩兵の集合は比較的容易にして、就寢中と雖も喇叭一吹の後五分か十分足らずにて武裝を整へ、整列を終るのである。平戰兩時共兵器被服

等を順序良く整頓し置く必要のあることは之れに鑑るも自ら明瞭するであらうと思ふ。非常呼集とは違ふが、週番大尉は臨時點呼を行ふことは出来る。週番諸官及風紀衛兵ありと雖も、偶には脱營する如き不心得者も無いではない。是を以て隨時不時の人員検査を行ひ、之等の者を糺明すると共に不心得者等をして大いに省みる所あらしむるのである。

### 第十四 賞 罰

教育、薰陶を密にし、監視監督を嚴にし、之を獎勵鞭撻するに賞罰を以てす。儒者と雖も亦奮起せざるを得ない。

#### 一、平時の賞

現役下士卒在營中其の品行方正勤務勉勵學術技藝に熟達せる者には



善行證書を附與せらる。之等の人は社會に出て、亦世人の信用を得らるべき人たるを信ずる。

兵卒として品行方正、勤務勉勵なる者には精勤章を附與せらる。精勤章は數年前始めて制定されたもので、上衣の右上膊に着けた山形の赤い筋である。精勤章を附與せらるゝものは、上等兵、一二等卒の各階級を通じ、四分一以内にして、毎年六月、十二月に與へられ、同一の者に累次増與し得ることになつて居る。

歩兵及工兵の年度射撃褒賞徽章、騎兵馬術野戰砲兵照準重砲兵照準同觀測、同通信褒賞徽章等あり、大概金色若しくは銅色金屬製の櫻花に小銃を交叉し、或は馬頭を現けし、又は野砲重砲等を交叉したるものにして、勳章の様に左の胸に裝著するのである。之等徽章の所持者は夫れ優秀の技術を有するものにして、本人の名譽を表彰するものである。

聯隊長は部下の軍人に一ヶ月一日の褒賞休暇を與ふる權利を有して居る。

右の外各隊長は、それ、劍術、體操、射撃等を獎勵する爲め、賞狀、賞品等を與ふる等々、鼓舞、獎勵の道を講じてゐる。

二、刑 罰

一方に賞あると共に、他の一方には罰則も亦嚴然として備はつて居る。就中陸軍刑法は頗る峻嚴なもので、罪を分ちて叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行、脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、俘虜に關する罪、違令の罪の十一としてある。參考の爲め陸軍刑法より若干の刑を引用せん。

叛亂 黨を結び兵器を執り反亂をなしたる者は、首魁は死刑に處す。擅權 司令官休戰又は媾和の告知を受けたる後、故なく戰鬪を爲し



たるときは死刑に處す。  
辱職 司令官其の盡すべき所を盡さずして敵に降り又は要塞を敵

に委したるときは死刑に處す。

司令官野戦の時に在りて隊兵を率ゐる敵に降りたるときは其の盡

すべき所を盡したる場合と雖六月以下の禁錮に處す。

哨兵故なく守地を離れたるときは左の區別に従て處斷す。

一、敵前なるときは死刑

二、軍中又は戒嚴地境なるときは三年以下の禁錮

三、其の他の場合なるときは一年以下の禁錮

哨兵睡眠又は酩酊して其の職務を怠りたるときは

一、敵前なるときは五年以下の禁錮

二、其の他の場合なるときは一年以下の禁錮

平時に於ても歩哨立番中睡魔の襲ふ所となり遂に刑法に觸るゝ者は  
珍しくはない。可愛想ではあるけれども哨兵の任や重く刑亦毀らあ  
る。

抗命 上官の命令に反抗し又は之に服従せざる者は

敵前なるときは死刑又は無期若は十年以上の禁錮

暴行脅迫 上官に對し兵器又は兇器を用ゐて暴行又は脅迫を爲し

たる者は

敵前なるときは死刑無期若は十年以上の懲役又は禁錮

侮辱 哨兵を其の面前に於て侮辱したる者は二年以下の懲役又は

禁錮

陸軍々人に非ずと雖も即ち地方人と雖も此の罪を犯せば等しく軍法  
に問はるゝのである。



逃亡 故なく職役を離れ又は職役に就かざる者は

一、敵前なるときは死刑無期若は五年以上の懲役又は禁錮

二、戦時軍中又は戒嚴地境に在りては三日を過ぎたるときは五年以下の懲役又は禁錮

三、其の他の場合に於て六日を過ぎたるときは二年以下の懲役又は禁錮

今逃亡したる者ありと假定し戦時に於ては三日平時に於ては六日を經過せざる内に歸營すれば刑法に觸るゝことなく營倉の處分で済むのである。(之等のことは兵卒に良く教へてある)。一時の無分別よりして一旦逃亡し、聽て我れに立ち返り、歸營せんとは思へども、或は懲罰を恐れ、或は面目なし等と思ひ、逡巡して決せず、終に毒皿主義となりて高飛びし、或は自殺するに至る者も往々にして之れ有る例である。何ん

爲れど過ちを悔るるに畜なる。一旦過ちを悟らば、何の顧慮する所なく勇を鼓して斷然歸營すべし。上官は斯の如き兵卒をば、一種の勇者として愛撫して呉れるのである。

敵に奔りたる者は死刑又は無期の懲役若は禁錮

掠奪 戦地又は帝國軍の占領地に於て住民の財物を掠奪したる者は一年以上の有期懲役

前項の罪を犯すに當り婦女を強姦したるときは無期又は七年以上

上の懲役

違令 哨兵を欺きて哨所を通過し又は哨兵の制止に背きたる者は

一、敵前なるときは一年以上五年以下の禁錮

二、軍中又は戒嚴地境なるときは三年以下の禁錮

三、其の他の場合なるときは一年以下の禁錮



在郷軍人故なく召集の期限に後れたるときは

一、戦時に際し又は事變の爲め召集を受けたる場合に於て五日を過ぎたる者は二年以下の禁錮

二、其の他の場合に於て十日を過ぎたる者は一年以下の禁錮  
兵役を免るゝ目的を以て疾病を作為し身體を毀傷し其の他詐僞の行爲を爲したる者は三年以下の懲役

疾病を作為し身體を毀傷する如き腐腸漢の跡を絶たざるは概すべきことである。

近時青年間に眼鏡の夥しく流行するは其の何に原因するやを知らずと雖も中には或は多少怪しい意味を含んで居る者もあるのではあるまいか。余は眼鏡子を見る毎に其の不具を憫れむの情動き聊かも其の風采の昂がれるを思はない。金縁に於て特に然り。高からざる鼻

の鼻目鏡に至つては殆ど鼻持ちのならぬ様な氣がする。

次は懲罰である。故意疎虞懈怠過失等による不良の行爲にして、刑法

に觸れない程度の輕微なものを懲罰するのである。假令ば酩酊して

軍人の態度を失ふとか、漫然歸營の時刻に遅るゝとか、敬禮を缺くとか

云ふ様なものを罰するのである。別段定まつた罰目はないけれども、

軍隊成立の本義軍人の本分に稽へ、軍隊の害をなす者を懲らすのであ

る。

中隊長以上の隊長は各部下に對して懲罰權を有して居る。即ち聯隊

長は將校に對し三十日以内の謹慎、下士以下に對し三十日以内の營倉、

六十日以内の禁足、苦役を命ずるの權を有し、中隊長も將校、特務曹長に

譴責、下士に譴責及十日以内の營倉、二十日以内の禁足、兵卒に二十日以

内の營倉、四十日以内の禁足、苦役を命じ得る。苦役とは營内雜役中の



一種で、禁足とは外出及酒保に就くを禁ずるのである。營倉と云ふ名稱は人の最も良く知る所であるが、少しく詳細に述べやう。營倉の中の模様は略監獄と同一である。重營倉、輕營倉の二種あるけれども、待遇上の差別あるのみである。即ち重營倉に處せらるゝと、寢具を給せず、食事は飯と湯と鹽とであるが、三日の中一日は輕營倉に移して遣る。輕營倉は營倉に鋼せらるゝ丈けて食物及寢具等は平常の通りである。併し嚴冬と雖も火はなく、冬の營倉は中々骨が折れる。冬期入水して死する者は比較的少いと云ふことであるが、營倉も冬は割合に繁昌せないのも一奇である。夏は蚊帳を許されることもある(輕營倉のみ)。

營倉の處分を受けて満罰となるも、一旦處分せられたる者は何となく萎縮し、僻み根性が起る様な傾向が見ゆる。満罰後、上官や戦友が別

に一種の目で其の兵卒を視るのでは無い。本人自ら何となく退嬰するのであらう。如此して懲罰必ずしも良果を伴はないこともある。信賞必罰は古來の名言として如何にも耳障りの良い言葉であるが、何の爲めに賞し、何の爲めに罰するか、賞罰を用ふる所以を考へ、其の及ぶ所の影響を考究せば、信賞必罰常に必しも全然の眞理、良策では無いこともある。況んや其の言の美なるに擒はれて、一睨を與へて濟むべきことも懲罰處分、一喝を喰はして濟むべきことも處分と、一も二も無く信賞必罰を振り廻すが如きは策の得たるものではあるまい。

地方監獄に入りたる者にして、出獄後善良の民に立ち返る者は割合に少しと聞く。彼此思ひ合はすれば、多少の符合點も見出し得られぬでもない。信賞必罰は一般の大原則である。併し乍ら之れに拘泥して賞罰の適用を誤るは大いに不可。青年將校の深く研究すべき點であ



らう。

三、勳章

勳章には金鷄勳章旭日章瑞寶章等數種類あり且つ同一種類のものも勳一等より勳八等など種々あるが一言にして之を云へば金鷄勳章は武功拔群の者に旭日章は勳功者に瑞寶章は功勞者に授與せらるゝものである。

今金鷄章に就て少しく詳細に述べん。金鷄章には功一級より功七級迄あるが將官の初叙は功三級佐官の初叙は功四級尉官は功五級准士官下士及兵卒の初叙は功七級にして何れも武功を累ぬるに従ひ逐次進級せしむるも佐官の最上級は功二級尉官は功三級准士官下士は功五級兵卒は功六級を以て最大限とする。尙ほ戰役間武功常に卓越なる者又は重要な職に當り武功拔群の者は一級上に叙せらるること

ある。假令ば初めて金鷄章を授けらるゝとき尉官は功五級なれども特に功四級を賜はるが如きである。金鷄勳章には左記の終身年金を伴ひ本人死亡したるときは尙ほ一年間遺族に其の年金を賜はる。

功一級	千五百圓
功二級	千圓
功三級	七百圓
功四級	五百圓
功五級	三百圓
功六級	二百圓
功七級	百圓

四、感 狀



勳章は大概戦役終了後論功を待つて授與せらるゝが、戦地に於て直ちに授與せらるゝものに感状なるもののあることは誰も知る通りである。左に感状授與規定より二三の條項を抜萃する。

- 第一條 軍人戦地ニ於テ左ノ各號ニ該當スル所爲アルトキハ軍司令官獨立師團長司令官獨立司令官其ノ他大本營ニ直屬スル團隊長ハ之ニ感状ヲ授與シ其ノ功績ヲ表彰ス
- 一 敵前ニ於テ拔群ノ勳功ヲ顯シ其ノ所爲軍人ノ模範トスヘキトキ
- 二 特別ノ任務ヲ負ヒ危険ヲ冒シテ敵前ニ行動シ依テ以テ我軍ニ勝利ヲ得セシメタルトキ
- 三 戦闘中長官ノ危急ヲ救ヒ敵ノ將官ヲ生擒シ又ハ軍旗ヲ奪取シタルトキ

四 前各號ニ準スヘキ拔群ナル武功アリタルトキ

第二條 軍隊艦艇トシテ行動シ前條各號ニ相當スル功績アリタルトキハ感状ハ之ヲ其ノ軍隊艦艇ニ授與スルコトヲ得

第三條 感状ヲ授與シタルトキハ之ヲ部下一般ニ公示スヘシ

第六條 感状ヲ授與シタルトキハ狀ヲ具シ陸軍ニ在テハ陸軍大臣海軍ニ在テハ海軍大臣ヲ經テ上奏スヘシ云々

匹夫の行動天聽に達す、榮極れりと言ふべし。

五、 恩 給

軍人の恩給には左の六種ある。

- 一 退職恩給
- 二 免除恩給
- 三 増加恩給



四 賑恤金  
五 給助金  
六 扶助料

退職恩給は准士官以上現役十一年以上にして退職したるとき及平時戦時に拘はらず公務の爲め傷疾疾病を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に準ずべき者にして退職したるとき之を給す。

十一年より年數を經過するに従ひ漸次其の額の増加して行くこと左表の如くである。

退職恩給表

年 等	官	
	親任	數
高 等	將官及相當官	親任
	一等	一八〇〇
	二等	一四四〇
	三等	一二六〇
	四等	九〇〇
	五等	七二〇
佐 官 及 相 當 官	一等	一八三〇
	二等	一四六四
	三等	一二八二
	四等	九一六
	五等	七三一
	六等	五五〇
判 任 官	一等	一八六〇
	二等	一四八八
	三等	一三〇二
	四等	九三〇
	五等	七四四
	六等	五五八
判 任 官	一等	一八九〇
	二等	一五一二
	三等	一三二四
	四等	九四六
	五等	七五六
	六等	五六八
判 任 官	一等	一九二〇
	二等	一五三六
	三等	一三四四
	四等	九六〇
	五等	七六八
	六等	五七六
判 任 官	一等	一九五〇
	二等	一五六〇
	三等	一三六六
	四等	九七六
	五等	七八〇
	六等	五八六
判 任 官	一等	一九八〇
	二等	一五八四
	三等	一三八六
	四等	九九〇
	五等	七九二
	六等	五九四
判 任 官	一等	二〇一〇
	二等	一六〇八
	三等	一四〇八
	四等	一〇〇六
	五等	八〇四
	六等	六〇四
判 任 官	一等	二〇四〇
	二等	一六三二
	三等	一四二八
	四等	一〇二〇
	五等	八一六
	六等	六一二
判 任 官	一等	二〇七〇
	二等	一六五六
	三等	一四五〇
	四等	一〇三六
	五等	八二八
	六等	六二二

以下略す。

免除恩給は下士以下の受くるもので其の要件は將校の退職恩給と殆ど同一である。

年	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
親任	一八〇〇	一八三〇	一八六〇	一九〇〇	一九二〇	一九五〇	一九八〇	二〇一〇	二〇四〇	二〇七〇
高等	一四四〇	一四六四	一四八八	一五一二	一五三六	一五六〇	一五八四	一六〇八	一六三二	一六五六
佐官及相當官	一二六〇	一二八二	一三〇二	一三二四	一三四四	一三六六	一三八六	一四〇八	一四二八	一四五〇
判任官	九〇〇	九一六	九三〇	九四六	九六〇	九七六	九九〇	一〇〇六	一〇二〇	一〇三六
高等	七二〇	七三一	七四四	七五六	七六八	七八〇	七九二	八〇四	八一六	八二八
佐官及相當官	五四〇	五五〇	五五八	五六八	五七六	五八六	五九四	六〇四	六一二	六二二
判任官	三六〇	三六六	三七二	三七八	三八四	三九〇	三九六	四〇二	四〇八	四一四
高等	二七〇	二七五	二八〇	二八五	二九〇	二九三	二九八	三〇三	三〇六	三一
佐官及相當官	二一六	二二〇	二二四	二二七	二三一	二三四	二三八	二四二	二四五	二四九
判任官	一八〇	一八四	一八六	一九〇	一九二	一九六	一九八	二〇二	二〇四	二〇八



退職恩給表

年 等	官 下		
	判 任	任	士 官
十一年	二 等	三 等	(伍長) 四 等
十二年	一〇八	九六	八四
十三年	一一二	一〇〇	八八
十四年	一一四	一〇二	九〇
十五年	一一八	一〇六	九四
十六年	一二〇	一〇八	九六
十七年	一二四	一一二	一〇〇
十八年	一二六	一一四	一〇二
十九年	一三〇	一一八	一〇六
二十年	一三二	一二〇	一〇八
二十一年	一三六	一二四	一一二

以下略す。

一般に下士は十一年も経過すると少くとも曹長となり、特務曹長となる亦難くはない。二十歳にして入營し、三十一二にして退營するとせば、約百圓乃至二百圓の恩給を受く。百圓二百圓は富者の目には大海の一粟なるべきも、富裕ならざるものに取りては終身大なる補助となるのである。現役下士諸君にして退營するも確たる目的あるに非れば、静かに其の分に安んじて軍務に勵み、恩給の權利を得てより、徐ろに退營するは萬全の策である。余は敢て諸子に勸告す。

増加恩給は平戰兩時に拘らず、公務の爲め傷痕を受け、若しくは疾病に罹りて兩眼を盲し、若しくは二肢を亡したるとき、或は一肢を亡し、若しくは二肢の用を失ひたるとき等、及大概之に準ずべき者に對し、恩給以外に増加支給する恩給を云ひ、其の額は傷害の程度及平戰兩時により



種々差等あれども、定規の恩給額と殆同等額より約半額の間を上下して居る。

賑恤金は下士以下戦闘又は公務の爲め傷痍を受け、現役を離るゝときに給する一時金である。

給助金は下士以上現役中死没し若しくは未だ恩給年限に達せざる者にして現役を離るゝとき之を給す。

戦死軍人の遺族程同情すべきものはない。之を扶助するのは即ち扶助料である。金額多きには非るも、其の遺族の爲めに計るの情綿々たるものあるを思ひ、参考の爲め扶助料に關する條文殆ど全部を掲載する。

軍人恩給法

第三十一條

寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死没シ若クハ

權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス  
扶助料ヲ受クルモノ公權停止中ハ其轉給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ給ス

第三十二條

孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼襲者ニ給シ非戸主軍人ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼襲者及長子死没シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ及フモノトス但家名繼襲者ヲ除クノ外男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第三十三條

扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戸籍ヲ去リ若クハ死没シ若クハ權利消滅シタルトキ父母又ハ祖父母アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得  
其扶助料ハ先ツ父ニ給シ其父存在セザルトキ若クハ權利消滅シ



タルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第三十四條

扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死歿シタル軍人ノ戸籍内ニ在ル二十歳未満又ハ痲疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキキトハ寡婦ニ相當スル扶助料一箇年分ヨリ少カラス五箇年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラス其兄弟姉妹ニ給スルコトヲ得

第三十五條

第二十七條乃至第三十四條ヲ適用スヘキ軍人ノ寡婦父母祖父母及兄弟姉妹ハ其軍人現役中ヨリ引續キ同一戸籍内ニ在ル者ニ限リ寡婦ハ尙陸海軍兵籍簿ニ登記シタル者ニ限ル

第三十六條

此法律ニ於テ孤兒トハ年齢二十歳未満ノ男女子ニシ

テ未タ結婚セサル者ヲ云フ但養男女子ハ家名繼襲者ニ限ル  
第三十七條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第十五 軍隊教育の副産物

軍隊教育の副産物は數多あるが、體力の増進は其の一である。軍隊に入來る壯丁は皆相應に良好なる體格を有して居るが、仔細に點檢すると完全な者は殆ど無いと云ふても過言ではあるまい。農夫、漁師等は概して身體壯健、人も許し己も許す程の體格を持つて居る者は幾らもあるけれども、併し乍ら之等と雖も尙ほ不充分なるを免れぬ。毎月の身體檢査に臨場し、赤裸の古兵の集團と初年兵の集團とを比較すれば、何人の眼にも新古兵體格の著しき相違は直ちに目に付く。古兵の身



體は全身能く發達し、筋肉隆々たるものあれども、初年兵殊に入營の初期に於けるものは、目で見た丈で頗る見劣する。我が國人は一體に姿勢が悪い。首は前に突き出で、兩肩狭まり、猫脊にして腰は前に屈み、脚の曲つて居るものが頗る多い。假りに女をして男の洋服を着けしめたならば、模範的不良の姿勢が歴々として現はれるであらう。此の男裝せる女の様な姿勢は頗る多く、百名の初年兵中自然に良好の姿勢を有するは僅かに二三名位のものである。一見強壯に見ゆる者も職業の關係により、身體の某部分のみ良く發達し、他の部分の發育之に伴はざる者は多い。例令ば上體の割合に下肢の發育不充分なるもの、又は之に反する者、身體の左右半部著しく發育に差ある如きである。又強健ではあれど、鈍重にして凝固なる者は最も多い。輕捷敏活柔軟と云ふ様なことは殆ど欠如して居ると言ふて

差支はない。右の如くであるから甲種合格の立派な體格と云ふものも實は頗る不完全なものであると云ひ得る。教練を進歩せしむるには身體各部の完全なる發育に待たねばならぬ。例令ば劍術に就て云ふも、兩脚の發育良好にして進退亦最も輕捷敏活なるを要すると共に、兩腕、兩肩の屈伸、運轉自在であるを要する。射撃には全身の凝固を去り、兩腕の強さを要すると共に、其の各部關節の柔軟、強靱なるを要する。百姓の手は頗る頑強ではあるが、手指の關節は又頗る凝固である。射撃成績の良否は引鐵の引き方に關すること最も多く、食指の微妙なる働さを要求するも、凝固な指では到底出來ない。一の銃の操作例へば擔へ銃——節度正しく正確敏捷なるを要する擔へ銃の如きも、徒らに腕力あるのみにては足らず、敏捷正確に動作し得る如く、筋肉をも神經をも鍛練して掛らねばならぬ。斯の如くなる



を以て、教練其のものを進歩せしむる爲には、是非共身體各部の完全なる發育を要するのである。勿論諸種の教練を行へば、身體を鍛練するの結果を生ずれども、之れのみにては未だ不充分である。是に於てか體操の必要は起つて来る。體操は體力を發達せしめ、健康を保全し、各機關の機能を完全にし、成育の不正を矯正し、筋力を鞏強にし、身體を輕捷ならしむるのみならず、氣力を養成する。

初年兵入營當初より能く體操を利用するときは、唯り身體を鍊成するのみならず、教練の進歩に資すること頗る多い。是を以て軍隊に於て體操は最も能く行はれ、殊に初年兵教育期に於ては、教練開始前殆ど常に少くも十分、十五分位の體操を行ふ程である。

右の如く教練と體操と相待つて兵卒の身體は着々改良發達し、入營數月後に於ては平均五六百目、多き者は殆ど一二貫に近き體重の増加を

見るのが普通である。左に某歩兵聯隊兵卒體重増加の實況を掲げて參考に供せん。

大正四年	初年兵	二年兵
五月	一五、一〇四	一五、五一八
六月	一五、二二三	一五、六一八
七月	一五、三二三	一五、八二四
八月	一五、四三三	一五、九〇七
九月	一五、六七四	一五、九三一

備考 五月頃より夏にかけて多少減り、秋頃より復た殆ど。

一二年の後は、姿勢整ひ、身體強健にして、敏活輕捷となり、氣象亦勇敢活潑となる。試みに劍術場に臨んで之を観るに、先きに鈍重牛の如かりし兵の動作は、今や電光の如く又虎豹相撃つの概がある。身體検査



居る。此の如きは身體の鍛錬と云はんよりは、寧ろ改造と稱するの當れるを思ふ。何となれば満二十歳の兵卒は未だ人生の發育期を經過し盡したる時に非ざるを以て、在營二三年の體育は除隊後全部退嬰し終るに非ずして、終生殘存する部分も多しから、唯一時的鍛錬のみに非ずして、一種の改造とも見做し得るからである。

身體を強健ならしめたる結果は、除隊後に於ける活動力を増加する。殊に軍隊に在りては全馬力を出して事に従ふの良習慣を得るを以て、社會に出でてでも體力氣力の増進と相伴ひ、其の作業率の高まることは推測に難からず、終生の能率を積算せば、在營二三年の年月を取り返すことは易々たるものであると思ふ。

強健なる者の子は亦強健である。我國は智力に於ても、金力に於ても、體力に於ても先進諸國に比して頗る遜色あり誠に慨しきことである。而して國民一般體育を重ぜず。此の如くして優秀なる體格を有する國民と優勝を競はんとす心細き限りである。此の點より觀るに、成し得れば全國の壯丁を不具廢疾ならざる限り、悉く入營せしめて其の身體及精神を鍛錬して見たい。此の如くにして年々數十萬の壯丁を悉く強健のものとし、其の子亦強健となり、斯くて數世代を經過せば、我國民全體の體格も數層の向上發展を見るべきは毫も疑ふの餘地はない。

在營二三年必ずしも不經濟不生産的では無い。直接眼前の利益をのみ計算せば、誠に不經濟不生産的であらふ。併し乍ら大局より之を觀れば、此の二三年は他日の生産に資すべき基礎の修築時代である。學



費を給し、而かも何等直接生産せざるの理由を以て、天下幾萬の學生を捕へて不生産、不經濟呼ばはりをするあらば、人之を何とか言はん。次は德育、智育である。

軍隊教育の主眼は軍人精神の涵養に在ることは既に屢述べた如くである。軍人精神の根元は一死君國に殉ずるの誠心にある。學者と言はず、實業家と言はず、苟も生を我が國に稟くるもの、誰か義勇奉公の誠を致すを必要とせざるべき。世は滔々利に之れ趨り、至誠君國に奉ぜんことを思ふ者は頗る少い。此の時に當り、敢然として奉公の志を養ふ、天下之れより急なるは無し。中學より進んで更に高等の學校に至るも、専門的智識の教養に忙しく、人の人たる所以の道を修むるの機會は頗る少い様に見ゆる。此の如くして所謂高等の教育を受けたるの人士と雖も、能く自ら修養に志して居るものは割合に少く、専門的智識

に於ては優秀なるも、人格之に伴はざる者亦少しとせない。舉世浮薄に陥り、僅かに口頭に雄なるが如きは固より其の所である。

此の點より言へば、軍隊は一の國民的修道場である。之れに依り國家の受くる利益は、數字的には計算するを得ざるも、蓋し計るべからざるものあらん。

概して教育程度の低き壯丁を集め、二年乃至三年の教育は、果して能く徹底したる德育を施し得るや否やは固より疑問である。併し乍ら此の教育あるが爲め、兵卒の徳性を涵養發揮し、少くも忠節、禮儀、武勇、信義、質素等の美德を修め、國體の精華を知り、臣民たるの義務を知り、能く困苦、缺乏に堪へ、勇往邁進の氣象を養ひ、服從協同一致の精神を養ふ。

將校は平時に於ては、一面より之を觀れば、純然たる教官であるが、將校は戰を以て職とするものである。戰は直ちに死の覺悟を要する。從



つて將校は能く大悟徹底しあるや否やは別問題とし、少くとも一種の人生觀、一種の安心立命の地を得て居る筈である。獻身殉國の志操は他の社會に比し、慥かに一段の高潮に達して居るべき境遇に在るので、従つて其の人物亦採るべき所多しと思ふ。一般社會を侮辱し、誰り將校を崇敬すると云ふ意味ではない。唯其の境遇上一般の比較論に止まるのである。

要するに將校は一面精神的人物である。兵卒は斯の如き教官を頂き、日夕數多の上官に接するは、唯自然に感化を受くる點のみより觀るも、意外の利益を得ることと思ふ。

兵卒は學科に術科に學ぶべきこと豫想外に多き事實は、讀者の既に知らるゝ所。軍事的智識の大部は、直ちに採つて以て普通社會に適用すること能はずと雖も、併し乍ら此の智的方面の教育は、頭腦の鍛鍊とな

ることは明瞭である。中學等に於ける數學の如きも、本人將來の目的によりては、或は直接必要を感じぬ者もあらう。併し頭腦の鍛鍊と云ふ側より觀れば、矢張極めて有益であると一般である。兵卒學科教育間接の利益は、決して少くないと信ずる。

世間には見習奉公と云ふことがある。これには多少金錢を得る目的も含まれて居るものもあるが、主なる目的は見習にあるものもある。一般の家庭と雖も立派なものは固より多いが、概して云へば軍隊位完美せる家庭は少しと思ふ。此の家庭に入り、社會各方面の人間と相接し、數多上官の指導監督を受く、蓋し之に優る見習奉公は極めて少い事と思ふ。

二年三年は短少の日月に非ず、社會に活動せば身を益し、世を益する所相應に大なるものあらんも、之に先だちて二年三年の見習奉公をする



と思へば、二年三年豈に之を空費すと云ふべけんや。況んや其の體を鍊り、精神を鍛へ、社會に出でて活動するの素地を造り、却て終生の大利を得るに於てをや。兵役は國民の義務である。併し乍ら只一點利益の上より考ふるも、二年三年の在隊は決して不利では無い。却て有利である。一種の學校に這入つて居るのである。地方の父兄たるもの少しく其の眼を大にして此所に着眼すべきである。以上述ぶる所により、余は軍隊教育の副産物は頗る豊富にして直接の物質的計算よりすれば、軍隊は極めて不經濟不生産的であるに相違なきも、無形の副産物は中々に多く、之を有形的に換算する方法あらば、一方の負を償ふて、綽々餘裕あるを想ふのである。

## 第四章 戦時の軍隊

### 第一 動員

動員に關することは大概秘中の秘に屬するから、詳しく述ぶることは出來ない。

動員の計畫準備としては、人馬兵器被服糧秣衛生材料等に關することは其の主要なるものであらう。陸軍の動員計畫は最も緻密周到なもので、何時動員令下るも、整然として之に應ずるの準備を整へてある。兵器被服糧秣等の如きも、所要のものは豫め之を貯藏し置き、要すれば新陳交換を行ひ、之が貯藏法も亦分配支給の便を顧慮し、品種毎に部隊別に區分し置くことは、前既に述べた如くである。今一振りの劍に就



て余の考案を述べて見る。此の劍は戦用倉庫に格納されてあるから、之を渡す者と受取る者と無ければならぬ。渡す爲めには他部隊と混雑を避くる爲め、豫め其の時間場所方法等に關し受領者と協議し置くを要する。一二挺ならば面倒なけれども、數の多きときは受授に要する使役兵を要する。此の使役兵は如何なる服装にて脚絆を着けるとか外套を携ふるとか云ふ様な何時何所に至り誰の指揮を受くるかと云ふことも定めて置く必要がある。此の使役を出す方では誰が之を割出し、其の任務を命ずるかをも定め置くを要し、既に授受を終れば之に附双せねばならぬ。附双する場所に運び、責任者に之を渡し、附双後又中隊に持ち歸らねばならぬから、其の手筈を定めて置くを可とする。附双の任に當るものは、附双の爲めに要する人員器具材料に就て略前同様の願慮を要する。附双には附双器の外油、晒木綿等をも要し、動員

となる費用の出所も違ひ、動員費用で買はねばならぬ。従つて動員費用の計畫を要し、又品物を買ふとなれば、平時より豫め商人と契約し置き、納入時日場所を定め置くを要し、現品を受領すれば其の置き場所をも豫めし置く必要があると云ふ風に、一挺の劍も遅滞なく混雑なく所理する爲めには周到なる準備を要し、此の如き細件は一々記憶し居るべきに非ざるを以て、豫め記載し置くを要する。以上の方法は果して陸軍の遣り方と同じであるか否やは余の知る所に非るも、綿密に準備し置かんと欲すれば、自ら起こり来る現象である。事々物々以上の筆法で行くとすれば、動員の計畫準備なるものは、上下左右脈絡貫通し頗る整然たるものなるべきは想像に難くない。而して陸軍の動員計畫は全等の考案等に比し、一層周密正確であることは斷言するに憚らない。戦勝の要訣は機先を制するに在り。機先を制するには、動員の迅



速、正確は一の基礎を成す。是を以て平時の動員計畫なるものは極めて重要であり、而して其の内容の整然たる所は誠に見事なものであるけれども、之を公開するの自由を有せざるを遺憾とす。

### 第二 豫後備兵

一度動員令下り平時編成部隊は戦時編成に移ると、各部隊の大部を占むるものは豫備兵となる。今之を歩兵に就て説明すれば、中隊の平時人員は百數十人あるとして、戦時に到れば二百數十人となるから、其の差約百名は豫備兵に依て充員せらるゝこととなる。若し又初年兵入營間も無き時であると、初年兵は出征し難きを以て、之を補充隊に廻はさねばならぬとすれば、此の初年員の員數六七十名は更に豫備兵に待つこととなる。右の外現役兵は更に他部隊に轉出すべき者が澤山あ

る。即ち補充隊、衛生隊等を編成する爲め、各若干名宛の現役兵を轉出せしめねばならぬし、又聯隊内に居るとは言へ、機關銃隊、電話班編成の要員もあり、以上を合計すると各中隊を去る者は二三十名にも達するであらふ。即ち中隊内の過半數は豫備兵にして、初年兵教育の初期に於ては約七八割の豫備兵と云ふことになる。此の如き状況にて假りに一戦を経るとすれば、死傷者を補充するものは豫後備であるから、現役兵は間もなく其の跡を絶つに至る譯である。元來平時編成と戦時編成との差僅少なるに従ひ、其の部隊の實力は益々向上すること勿論なるも、經費其の他の關係上遽かに實行し得ぬのであらう。此の點より云へば、三年兵役は二年兵役に優るも、年々の除隊兵數減少するを以て、従つて豫後備兵の兵數は著しく減少し、野戰師團の損傷を補充するに足らず、新募未熟の兵を以て之れに充てねばならぬ實況に陥るから、



矢張一利一害は免れない。兎に角國軍の主力は豫後備兵にあると云ふて差支がない。去れば現役兵の教育は、唯二乃至三年間に一人前の兵卒を造ると云ふに止まらずして、其の後更に十數年間其の効果を失はざる如く、充分骨髓に徹する底の教育練習を重ね置くの覺悟を要する。否其の覺悟でやつて居るのである。只覺へてドーにか一人前の兵卒となることは、或は一年でも成し得ざることもないが、熟練を重ね、永く之を維持せしむる爲めには、一年の在營は過少に失すると思ふ。空漠として唯想ふのではない。在營一年にして除隊となり、更に豫備兵として演習に召集せられたる一二の兵卒に就き、親しく研究、實視したる所感である。一二の兵卒では實験の範圍餘りに狭きが如きも、其の他の經驗に鑑み、該一二兵卒は以て他一般を測るの尺度であると信ずる。

豫後備兵は極めて重要である。去れば豫備役中歩兵は二回其の他の兵種は一回後備役中も同一の回数丈け演習召集を行ひ、各三週間の教育を施こし、復習と共に時々改正せられたる諸點を教育し、以て其の實力の保持に勉めて居る。右の外下士以下には年一回簡閱點呼を行ひ、軍紀及服従の程度、健康及軍事教育保持の程度、在郷軍人心得知得の程度等を觀察すると共に、軍人精神の保持、體力養成に力を盡さしめ、又諸種の注意を與へ等して居る。獨り兵卒のみならず、豫後備役上長官以下、下士も大概數回の演習召集を受け、三乃至五週間の教育を受ける。余は最近豫備として召集せられ、又偶豫備役下士卒の召集せられしに遇ひ、其の教育實施の景況を視察した。其待遇教育の方法等比年向上の跡あるを認むるも、豫後備兵の眞に重要なることは、口癖の如くに口



に唱へ、又爾かく考へ居るには相違なきも、併し其の考へは、腸に徹して居ない點もある。聯隊長よりして自ら演習場に臨み、聯隊幹部の主力を傾け、教育に熱中するに至らざれば、其の唱ふる所と行ふ所と一致せざるを認むるに足らない。將校教育に於けるも亦然り。

平時聯隊には聯隊附中少佐等あり、中隊は平時教練のときは三小隊なるを以て、三人の中少尉あれば教練には差支なきも、中隊附中少尉は四名ある。聯隊附佐尉官及中隊附中少尉は何れも平時に於て重要な任務を帯んで居るが、戦時になると佐官は或は後備隊長とか補充隊長とか云ふ様な特設隊の隊長等となり、又中少尉も大概之等の隊附等となるのであらう。今假りに現役の聯隊が一の後備聯隊を編成すると假定し、該聯隊を三大隊——一大隊は四中隊——一中隊三小隊編成となすものと想定せば、聯隊長一、大隊長三、中隊長十二、小隊長三十六及

聯大隊副官數名を要し、合計約五十餘名の將校を要することとなり、現役聯隊より聯隊長一、大隊長一、中少尉約十名を拉し來るとするも、中隊には僅かに一名の現役將校を有するに過ぎない。況んや補充隊とか、衛生隊等に行く者もあるから、果して右の人員を後備聯隊にのみ給することが出来るか疑問である。要するに戦時特設部隊に要する將校の殆ど大部は後備將校となるのである。階級及年次同一なれば、現役將校は後備に比し優秀なるものと認むるを至當とし、部隊の優劣は之を率ゐる將校の力量に關することの多いと云ふことは當然のことである。經費を惜まねば、平時今少し多く將校を備へ置くことを得べく、世人は能く此の實況を知り、其の考へ此所に及びあるや否や。

第三 戰鬪序列



天皇は全軍若くは其の一部を動員せし時、戦闘序列何も戦闘をする順序と云ふ意味では無いを令し、以て作戦軍の編組を定め、戦闘間に於ける統御、經理及衛生の關係を律す。而して戦闘序列は勅命に非れば變更するを得ず。今試みに日露戦役當時に於ける第四軍戦闘序列の大要を掲ぐ。

即ち之に依りて第四軍の編組定まり、統率の關係、經理、衛生の關係が定まつて來る。

此所に謂ふ所の經理とは、軍需品の供給並に保存の方法に亘り、彈藥の補充の如きも亦此の中に含有せられ、衛生の中には人馬の活動力を保持し、傷病者等に對する所置を含み、何れも頗る廣義の文字である。而して軍司令官を指定してあるから、司令官は統御、經理及衛生の責任者となり、右三大事項を處理して行く所の首腦者と成る譯である。

序 列	
道 貫 作	
後備步兵第十旅團	第 九 師 團
旅團長陸軍步兵大佐門司和太郎	參謀
後備步兵第十聯隊 第一大隊 第二大隊	步兵第九旅團 步兵第十旅團 步兵第十一旅團 步兵第十二旅團 第一大隊 第二大隊
後備步兵第十二聯隊 第一大隊 第二大隊	騎 兵 第一中隊
後備步兵第十四聯隊 第一大隊 第二大隊	野 砲 第一大隊 第二中隊 第一中隊
	工 兵 第一中隊
	師 團



# 第 四 軍 戰 闘 序 列

軍 司 令 官 陸 軍 大 將 伯 爵 野 津 道 貫  
參 謀 長 陸 軍 少 將 上 原 勇 作

後 備 步 兵 第 十 旅 團	第 十 師 團	第 五 師 團
旅 團 長 陸 軍 大 將 佐 門 司 和 郎	師 團 長 陸 軍 中 將 川 村 景 明 參 謀 長 陸 軍 大 將 佐 黑 澤 源 二 郎	師 團 長 陸 軍 中 將 田 上 有 澤 參 謀 長 陸 軍 大 將 佐 仁 田 原 重 行
<p style="text-align: center;">後 備 步 兵 第 十 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊</p> <p style="text-align: center;">後 備 步 兵 第 十 二 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊</p> <p style="text-align: center;">後 備 步 兵 第 十 四 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊</p>	<p style="text-align: center;">步 兵 第 十 二 旅 團 步 兵 第 十 二 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">步 兵 第 八 旅 團 步 兵 第 十 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">步 兵 第 十 四 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">野 戰 砲 兵 第 十 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">野 戰 砲 兵 第 十 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">工 兵 第 十 大 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">師 團 輜 重</p>	<p style="text-align: center;">步 兵 第 一 十 二 旅 團 步 兵 第 一 十 二 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">步 兵 第 九 旅 團 步 兵 第 一 十 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">步 兵 第 一 十 二 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">野 戰 砲 兵 第 五 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">野 戰 砲 兵 第 五 聯 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">工 兵 第 五 大 隊 第 一 隊 第 二 隊 第 三 隊</p> <p style="text-align: center;">師 團 輜 重</p>
	野 戰 電 信 隊	
	軍 兵 站 部 兵 站 監 陸 軍 大 將 佐 奧 山 義 章 參 謀 長 陸 軍 中 將 佐 吉 田 平 郎	

明治三十七年六月三十日發

して軍司令官を指定してあるから司令官は統御經理及衛生の責任者となり右三大事項を處理して行く所の首腦者と成る譯である。



師團及其の以下の隊に於ても、經理機關即ち大、小、行、李、輜、重、及、經、理、に、任、  
 ずる諸官を有し、野戰病院、衛生隊、隊附軍醫等の衛生機關を有するも、僅  
 かに一時の間に合ふ丈けにして、戰役間獨立して給養、衛生等のことを  
 處理することは出来ない。其の之を爲し得るは獨り兵站部を有する  
 もの即ち軍で無ければならぬ。前の例にもある如く、軍には兵站部を  
 屬せられてある。斯くして軍は戰役を始終し、自ら獨立して作戰一部  
 の目的を達することが出来る。  
 敵に向ひて前進する時は、或は前衛、側衛を設け、退却には後衛を備へ、宿  
 營には前哨を配置し、攻撃、防禦には、或は右翼隊、中央隊、左翼隊等に區分  
 する等、必要に従つて各團隊を適宜編合、按排し、其の任務を達成する。  
 此の一次的編組を稱して軍隊區分と云ふ。之れ以上のことを述べん  
 と欲すれば、戰術の部に入り、際限が無いから、是で止めて置く。



### 第四 後方勤務

#### 一、兵站の概要

今一例を設け具體的に其の概要を述べん。戦地に於ける軍人の糧食は何所から供給せらるゝかと云ふに、歩兵は大隊、騎兵、砲兵等は中隊毎に大行李を有し、大行李には糧秣、其の他の物を積載して居る。其の大行李より糧食の支給を受け、部隊毎に若しくは各自飯盒にて炊爨する。而かるに大行李は車馬に積載し、軍隊の後方若干距離に位置するを普通とするから、時間の關係上より、又は敵に接近し車等を呼び寄するのと能はざる如き時もある。然るときは終に食事し得ざるか、腹が減つては戦は出来ない。是を以て軍人は皆携帯口糧を持つて居る。元來日常の食物としては、大行李に積載しある一人宛精米四合五勺、挽割麥

一合九勺、罐詰肉四十匁、食鹽三匁、醬油エキス五匁、其の他野菜類、漬物類、調味品若干等で、即ち一日分の定規糧食であるが、携帯口糧は保存、携帯の便を顧慮し、精米一日分六合、乾麵麩一日分百八十匁及副食物として、二日分の罐詰肉四十匁、食鹽六匁にして、徒歩者は背囊に、乘馬兵は之を鞍囊に收容し置き、万止むを得ざる時のみ使用することゝなつて居る。それで大行李の來ない時等は此の携帯口糧を使用する。大行李の糧秣又は携帯口糧を使用せば之を補充せねばならぬ。乃ち其の補充は師團の糧食縦列より爲る。該縦列には兩種の糧秣、二三日分を積載して居る。師團は己れの兵站を有せざるを以て全く獨立して行動し得るは以上の糧食を用ゐる盡さざる間、即ち數日に過ぎぬのである。彈藥も又大概糧食と要領を同ふして居る。此等糧食縦列、彈藥縦列等は所謂師團輜重の主なるものである。



駐留久しきに及べば師團は野戰倉庫を設け、附近の地方より糧秣を購買し、或は徵發し、或は後方よりの追送品を集積し、同倉庫より直接部隊に支給するか、若しくは糧食縦列に補給してやる。

以上野戰倉庫の所迄は軍直轄管區であつて、其れより後方は軍兵站管區となる。軍兵站管區の端末附近、即ち野戰軍の後方數里にして直接軍と往復交通し得る所に一の兵站部を置き、之より後方へ順次數里を隔つる毎に一の兵站部を置く。野戰軍に近き端末の兵站地には兵站倉庫、野戰豫備病院等を設け、是所より野戰倉庫又は糧食縦列等に補給して遣り、背後に於ける數多の兵站部は互に後方より前方に逐次遞送して遣る。

數多の兵站部を統轄するものは軍兵站監部にして、軍兵站管區中の要地に位置し、此の地を兵站主地と呼び、兵站監部を始め、兵站病院、同病馬

廠、同倉庫、野戰兵器廠等を設けてある。軍兵站管區の後方は占領地總督管區にして、矢張兵站線の延長と見て差支ない。但し其の内地に近き端末には集積主地と云ふものがある。假令ば日露戰役の大連と云ふた様な所で、同地には野戰兵器廠等の諸廠及必要の機關を置き、軍需品の蓄積、整頓、前送、後送、分配等の業務に任じ、恰かも扇の要に相當して居る。

又内地主要の點例、令ば大連に對して、宇品と云ふ様な所に集積基地を設け、内地の各留守師團及兵器廠、糧秣廠と云ふ様な諸廠より送り來る軍需品を集積し、需要の緩急を顧慮して之を戰地に輸送し、又出征部隊より還送し來るものを各留守師團等に分送する。

各師管には兵站基地を設け、當該師管内所在の各留守部隊より出征部隊に送致すべき物件を蒐集し、集積基地を経て發送して遣る。即ち兵



站線路の始まりは内地留守部隊所在地であつて、野戦軍の所在地に終るのである。

今一箇の罐詰を内地の糧秣廠より野戦軍に送るとすれば、例令ば宇品の集積基地を経て、大連の集積主地に至り、之れより逐次占領地總督管區内の諸兵站地を過ぎて、軍兵站管區の兵站地に入り、兵站主地を過ぎて又若干の兵站地を通過し、兵站末地に至り、其れより軍直屬管區に入りて、師團の野戦倉庫に納まり、次で糧食縦列の車輛に積載せられ、終には大行李に移り、之より各中隊に分配せらるゝと云ふ順序になる。

以上は一の大綱を例示したるに止まり、兵站線は必ずしも一條に非ず、却て野戦軍に對し扇の形に數條となり、陸路のみに非ずして鐵道水路等を利用し、又唯り野戦軍の作戦力を保持するに必要なる人馬物件の前送のみならず、作戰に必要無き人馬物件の後送、通行人馬の宿泊及給

養野戦軍の背後連絡線の確保、民政等を司り、頗る多岐に互つて居るが大體のことは右述べた通りで、兵器、彈藥、人馬の前送、後送の手段方法も概して同一要領に従ふ。

### 二、衛生 隊

出征軍人は何れも上衣の左裾裏に一箇の繻帶包を收めて居る。繻帶包の中には若干の消毒ガーゼ及繻帶等を收め、一二箇所の傷に應急手当を施し得る様になつて居る。

戦闘開始するも衛生隊未だ後方より到着せざるか衛生隊は大概戦闘部隊の最後尾を行軍して居る。或は己れの部隊より遠隔して繻帶所を開設する時は歩兵隊は直ちに隊附軍醫及看護長上等看護卒等を以て隊繻帶所を開設する。大隊の小行李には若干の衛生材料を有して居る。茲に於て衛生部員の一部は隊繻帶所に止まり、て傷者の手當に任じ、他



の一部は戦線に至りて傷者の救急介護に従事する。右の外傷者の運搬及救護に従事せしむる爲め補助擔架卒を使用することもある。補助擔架卒は衛生隊に屬する本職の擔架卒とは別のものにして、普通の兵卒と列中に伍し、必要のとき臨時命を受けて補助擔架卒に早變りするのである。平時豫め擔架術の教育を受けた者であることは勿論である。命令下れば隊伍を去り、銃と背囊を隊綱帶所に置き、擔架及綱帶囊各人の綱帶包と違ひ、數多の傷者を手當する材料、例へば綱帶、ガーゼ、止血帶等を入れてあるを携へ、戦線に出て、衛生部員に協力するのである。

戦闘中負傷して戦闘に堪へざる兵卒は、其の有する彈藥を战友に渡し、上官の命を待つて徐ろに戦線より退くこととなつて居る。後退したる負傷者は成るべく地皺、叢藪の蔭等にて敵眼及敵彈を遮蔽し得る様

な所に位置して自ら手當を施し、歩行に堪へざるものは擔架の來るを待つて居る。擔架卒等は又地形を利用して敵彈敵眼を避くることを勉めつゝ、前記の如き場所には特に注目して進み、傷者に救急の所置を施し、要すれば擔架に載せて後方に運ぶ。

併し乍ら歩兵大隊の有する擔架の數及衛生部員の數等も極めて僅少のもののであるから、到底數多の傷者を收容所置すべくもない。

衛生隊は傷者の收容後送に便にして、成るべく戦線に近く、而かも敵火を避け得る様な所に綱帶所を開設する。戦闘部隊の正面廣き時等は、二分して二箇所に綱帶所を設け得る様になつて居る。

衛生隊には數多の醫官あり、擔架の數も可なり多く、一方には戦線に出で、傷者を收容すると共に、他の一方には後方に搬送するの設備をも有して居る。



歩兵操典に曰はく、凡ソ攻撃ハ勝利ヲ得ヘキ唯一ノ手段ナリ故ニ指揮官ハ状況已ムヲ得サルトキノ外常ニ攻撃ヲ決行スヘシ攻撃ノ要ハ剛健ナル意思ヲ以テ専心敵ニ向ヒ勇進スルニ在リ。又曰はく、防禦ハ動モスレハ全ク受働ノ守勢ニ陥リ我カ動作ノ自由ヲ失フニ至ルモノトス故ニ苟モ時機ヲ得ハ決然攻勢ニ轉セサルヘカラスト。

唯一寸考ふれば、防禦の方は攻撃に比し却て有利な様に思はれぬでも無い。何となれば、防者は能く地形を知り、防禦工事を施こし、身體を遮蔽して損害を減少し、静止して狙ひを定め得るが故に、我が武器の効力を發揚し、彈藥の如きも豫め陣地に貯へ得べく、所謂逸を以て勞を待つからである。火器の著しく進歩せる今日、例令ば工事に遮蔽したる數

### 第五 戦の攻防

師團には數箇の野戰病院を有し、戦線に近く之を設け、直接戦線より來る者及繃帶所より來る傷者を收療する。衛生隊の手當は言はゞ應急の手當であるが、野戰病院となるると略々完全な手當を施こし得る。一方收療すると共に後送し得る傷者は速かに之を後送し、師團の前進に伴ひ直ちに前進し得る如く勉むる。これは繃帶所も同一である。併し乍ら重傷にして運搬に堪へざるものあるを以て、一箇或は數箇の病院は其の儘とし、残りの病院のみ師團の前進に伴ふこともある。

野戰病院は其の患者を野戰豫備病院に送る。同病院以下は兵站部の管轄する所で、患者輸送部等の手を経て、漸次内地に送還するか、若しくは輕症のものは兵站病院等に居る間に快復して、再び戦線の原隊に復歸することもある。



挺の機關銃は、一挺一分間に數百の射彈を發射し、全身を曝露して攻撃に前進する敵を掃射せば、忽ちにして屍山血河をなし、攻撃立るに頓挫すべく、之等の點より考ふるも、防禦は攻撃に勝る様に思はれ易い。以上の諸點は確かに防者の有する利益である。我が操典も充分之を認めて居るのである。然るにも關はず尙ほ攻撃を唱へて止まざるは、亦其の所以あるからである。曰はく、防禦ハ動モスレハ全ク受働ノ守勢ニ陥リ我カ動作ノ自由ヲ失フニ至ルモノトス。是所である。攻者は己れの欲する時に於て、己れの欲する兵力を以て、己れの欲する地點に攻撃を加ふることを得。是を以て防者は敵情殊に其の企圖を察知するに由なく、右より來るか、左より攻め來るか、左右より攻め來るも何れが本攻にして何れが助攻なるか、左より攻め來るか、右より攻め來るも敵の動作に附隨し、唯敗れざらんことに腐心し、終には所謂全く受働

の守勢に陥り、動作の自由を失ふに至り、攻者の爲めに致さるゝのである。防者にして能く超然受働の守勢に陥ることなく、好機を捕へて決然攻勢に轉ずれば、勝を得るに難からざるも、防者の心理状態は此の超然たるを得せしむること少く、兎角受働に陥るは机上の空論に非ずして、幾多の血を流して得たる戦史の教ふる所の事實である。普佛戦争に於て佛軍の大敗を招ぎし一大原因は、防勢を以て本則となし、遂に前述の弊に擒らはれたる事實に存する。目下の聯合軍も獨軍收撃の應接に追なきの實狀である。此の如くにして能く獨軍を殲滅し、城下の盟を爲さしむることを得るや。獨軍の攻撃は敵ながらも稱賛の價値はある。其の一旦リエーシュに支へられて、巴里を屠るを得ざりしも、決して攻勢作戦の罪にも非らず、攻撃の罪にも非るなり。今や對陣殆ど二



年又一ゲエルダンを陥るゝこと能はざるは、獨軍も大分弱つたからであらう。必しも攻撃の不利なるの證とはならない。聯合軍と雖も敵を屈服せしめんとせば、奮然攻勢に轉じて敵を撃破し、之を驅逐急追して復た起つこと能はざる如くならしめねばならぬ。乃ち觀るべし、攻撃は勝利を得べき唯一の手段なるを。敵を攻撃するときの損害は、防者に比して遙かに大である。併し乍ら一旦敵陣を占領し、之を追撃するに至りては、兩者の狀況忽ち一變し、攻者は敗者に對して莫大の損害を與へ得るから、先きの損害を償ふて餘りあることとなる。

以上述ぶる所により、大體攻撃防禦の利害及攻撃は勝利を得べき唯一の手段なることは明瞭になつたことと思ふ。さて如何にして或は攻撃の決心を採り、或は防禦の決心を爲すに至るか、其の動機に就いて少

しく研究して見やう。敵情地形の如何に關はらず、任務上全滅を賭しても攻撃せねばならぬこともある。併し乍ら此の如きは指揮官の自由なる決心に基くに非るを以て、今茲に細論するの要を認めない。今茲に論ぜんとして欲するものは指揮官の意志により攻撃防禦の何れをも自由に撰擇し得る場合である。

攻撃に決するに至る原因は數多ある。國軍の戰術の立て前にも關係する。例令ば普佛戰爭當時の佛軍は防勢を主とし、我が國の如きは専ら攻撃主義を採つて居る。各級指揮官各自の判斷により、如何様にも變化はするが、それにしても國軍の採る所の大主義は、深く各人に浸徹するは云ふ迄もない。

次は自ら敵に對して優勢を感ずるに基く。所謂優勢と云ふ中には數多の分子を含有して居る。數上の優勢、指揮官の能力、軍隊の素質等は



其の主なるものである。爾他の關係を除けば寡は固より衆に敵せない。一旦開戦に及んでは、敵に優るの兵力を出して以て必勝を期し完全に敵を覆滅するの策に出づべきである。多少の負担に萎縮して敵に優るの兵力を貯ふること能はず、辛ふして敵に比敵する兵數を出し、斯の如くして必勝を期せんとす、殆い哉。

戦の最良なるは戦はずして勝つに在り。國家と雖も充分なる兵力を貯へ、他をして敢て端倪せしめず、此の如くにして戦を未然に防ぐは、策の最も上乘なるもの、平時の負担を恐れて貧弱の軍隊を備へ、之が爲め一旦戦を惹起せば、戦時の軍費の巨大の額に上ることは人の既に知る所且つ一旦敗滅の厄に會へば其の損害數ふるに勝ふべからず。此の時に及んで後悔するも何の益あらん。

指揮官の能力駿秀なれば、寡も尙ほ能く衆を破るに足ることは古今一轍である。實に良將は國の寶である。總指揮官は無論のこと各級指揮官も其の責任は極めて重い。一國の興亡其の双肩にかゝるのである。世間知名の人士にして、軍人は勇氣があれば良い。頭腦は多少劣ても、彼れは勇氣があるから軍人になつた方が良い等と云ふ愚論を吐いて、濟して居るものもある。現時の戦争は一面から觀れば科學の戦争である。戰略戰術より、兵器築城地形學、交通通信、經理衛生等凡百のこと皆悉く高遠なる専門の學問にして、非凡の人が終生の努力を傾けて、尙ほ其の蘊奥を究め盡すことを得ぬのである。勇氣體力等は勿論必要であるが、粗雑愚鈍の頭腦を以てしては、現時の將校たるに適せない。勇氣もあり、體力もあり、人格も高く、頭腦の秀でたる者、多く軍隊に入り來りて將校となれば、従つて名將も輩出する道理、此の如くにして



能く國軍の精銳を期すべきである。指揮官自ら恃む所あれば、寡兵を率ゐるも、尙ほ能く攻撃に出でて勝を制せんと欲する考も出て来る。次は軍隊の素質である。素質と云ふては其の範圍頗る廣く、編成、裝備等諸他の事項を含むが、茲には主として教育の精粗に就て述べる。軍紀嚴肅、軍人精神旺盛し、戰鬥の技に熟せる軍隊を率ゐては、指揮官の恃む所頗る強からざるを得ない。随つて兵數に於て、縦し敵に劣る所あるも、尙ほ且つ攻勢に出でて勝を制せんと考が起つて来る。前々述べた如く、所謂軍人精神は一死君國に殉ずるの精神であり、軍隊は極力之が養成に勉めて居るけれども、入營し来る壯丁の品性下劣なるに従ひ、之が陶冶も從つて困難となるは、理の正さに然る所、一國の風潮頹廢せば、軍隊の價値も自ら下らざるを得ない。従つて敗戦の公

算を増し、國の衰亡を招ぐに至る。深く思ひを致すべき所であらう。併し軍紀、戰鬥の技等は、軍隊に於て充分努力するから、良いとして、次に一言すべきは、壯丁の體格である。壯丁の體格は、入隊後數段の發達を遂ぐると、雖も全く別人とはならない。戰の勝敗は一方より言へば、根氣較べてである。身體薄弱で、疲勞困憊に堪へ得ねば、自ら志氣沮喪し、元氣も我慢も失せて来る。克く敵の陣地を乗り取るも、最も必要なる一敵に最大の打撃を與へ、勝利を完全にすべき追撃に移るの氣力も、體力も失せて来る。平時に於ても、教練の良く進歩する者は、體格の良好なるものに多い。軍隊の精銳と、壯丁の體格否、國民全部の體格とは極めて密接、重大な關係を有て居る。以上述べた如く、一國戰術の立て、前兵數の優勢、指揮官の能力、軍隊素質の良好なること等は、能く勝利を得べき唯一の手段たる攻撃を行ふの



決心を爲さしむる直接の素因をなし、又此の素因の因て來る所を尋ねれば、何れも國民全體に深き關係を持つて居ると云ふことは明かに了解せられたことと思ふ。

將來の戦争は唯り軍隊のみにて行ふには非ずして、國民全體の戦争であり、精神的にも物質的にも、國力の競争である。戦の勝敗、國の興亡、國民の福利は一に國民全部の覺悟如何に關することを思ふ。

帝 陸 國 軍 の 内 容 終

大正五年十月二十七日印刷  
大正五年十一月二日發行

正 價 金 八 拾 錢

著 者

東京市小石川區久堅町五十三番地  
寺 田 幸 五 郎

發 行 者

東京市小石川區茗荷谷町五十八番地  
石 山 福 治

印 刷 者

東京市神田區三崎町三丁目一番地  
加 藤 保

印 刷 所

東京市神田區三崎町三丁目一番地  
文 明 社 印 刷 所

東京市小石川區茗荷谷町五十八番地

發 行 所

武 藝 社

振替東京二九七九〇番  
口座

\*\*\*\*\*  
不 許 複 製  
\*\*\*\*\*



五斗兵衛著 一 發行所

東京小石川區茗荷谷町  
振替東京二九七九〇番

武藝社

# 大愚三宅雪嶺

再版發賣

四六版三百三十頁  
定價五十五錢 送料六錢

(内容目次の二三例)◎大勳位三宅雪嶺◎彼と怪行者◎彼と加藤清正◎小役人の大狼狽◎大隈重信と  
彼れ◎徳富蘆花と彼れ◎彼と西郷南洲◎雪嶺の容貌論◎雪嶺と鷄鳴狗盜◎雪嶺と浪人◎發賣禁止と  
彼れ◎雪嶺と金◎浮田和民と彼れ◎新渡戸稻造と彼れ◎雪嶺と名譽◎雪嶺と野依秀一等總て七十八  
項一讀快哉と叫んで大愚の面白を知ることを得べし。



# 武藝講義録

——全部 卷六 完結——

當代一流大家の講義執筆せられし者にして總フリガナ付  
通俗平易萬人讀んで直ちに應用し得らる

堅六寸横四寸總紙數五百六十余頁、  
寫真版、木版、凸版等百數十個挿入、  
特價壹圓貳拾錢 小包料八錢

武道秘訣講義

警視總監 西久保弘道  
陸軍騎兵中佐 澤田常次郎

帝國劍道形寫真講義

數士 高野佐三郎  
東京帝大師範 木山下壽博  
前福井縣知事 香川輝德

婦人劍道術講義

手裏劍講義(山田東京高商師範)  
水泳術圖解講義(石井師範)  
天神流柔術圖解講義(捕繩術圖解(柴田警視廳師範))

小學校道練膽操術講義

家元五代目 磯 又右衛門  
女子護身術(佐藤師範)  
東京農業大學 小倉延猛  
劍道師範 大角桂巖

講道館柔道手ほどき圖解

講道館四段 大角桂巖

陸軍歩兵大尉 寺田幸五郎著

## 現代の戦争

定價金四拾五錢  
郵税金四錢

本書は一般の人に對し戦争に關する知識を與ふる目的を以て編述したるものにして現時の主要なる兵器即ち小銃、大砲、機關砲等の機能の一斑、航空機、自動車乃至は鐵條網、地雷等の障礙物及塹壕の説明其他歩騎砲兵等の編成性能戰場に於ける協同動作の概略を示し又行軍駐軍戰鬪等に亘り頗る簡易平明に記述したり。  
苟くも軍事に關する常識を有せんと欲する人士殊に中小學等の教員諸士、義勇團、青年團員等には有力なるべく又各兵科の下士、一年志願諸士の良參考書たらん。

東京市外下澁谷二百十五番地

發行所

現代之科學社

振替口座東京二五二四五  
電話 芝 五五三三

武藝社

東京市小石川區茗荷谷町  
振替東京九七九番

發行元



前外務大臣子爵内田康哉閣下序  
法學博士中村進午先生

本社編輯部編纂

再版

# 日支關係條約總覽

附支那稅關通關手續及書式

## 內容概略

一 一般政治上の條約及外交文書類  
二 日清間の天津條約より帝政問題に關する公文に  
至るまで其數二十九種類  
三 經濟上の一般條約  
四 日清通商航海條約より五國  
借款契約に至る十二種類  
五 鐵道鑛山河川に關する條約  
六 大清鑛山に關する借款契  
約より撫順煙臺兩炭坑に關する細則に至る十五種類  
七 追加參考諸條約及文書類  
八 臺灣事件互換條約より蒙古に關する露支宣言に至る三十種類  
九 輸出入手續を説明し尙英文書式各種類を附せり

發行所

東京市小石川區茗荷谷町  
振替東京一四四四一番

支那研究社



終